令和8年度　いのち支える山形市自殺対策協議会

日　時　令和8年7月29日（水）
　　午後2時から3時30分
場　所　山形市保健所　大会議室
　　（霞城セントラル3階）

次　第

1 開　会

2 委員紹介

3 報　告
（1）山形市の自殺の現状について　・・・資料1

（2）「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に係る令和7年度の取組状況について
・・・資料2

4 協　議
（1）令和8年度における自殺対策に関する取組について　・・・資料3

（2）その他

5 意見交換

6 その他

7 閉　会

令和8年度いのち支える山形市自殺対策協議会　出席者名簿

No.	団体名	委員(任期：令和7年7月1日～令和9年6月30日)	
		役職または職種	氏名
1	公立大学法人　山形県立保健医療大学	教授	安保　寛明
2	山形市医師会	会長	篠原　正夫
3	日本精神科病院協会山形県支部	若宮病院院長	田中　武
4	山形市薬剤師会	会長	筒井　伸
5	山形県精神保健福祉士協会	監事	荒井　さつき
6	山形市社会福祉協議会	相談支援課　福祉まるごとサポート係　係長	齋藤　竜也
7	山形市地域包括支援センター	たきやま地域包括支援センター　保健師等	瀬野　栄里子
8	山形市障がい者自立支援協議会	地域活動支援センターおーる　所長	田村　英明
9	山形市民生委員児童委員連合会	常任理事	石澤　章光
10	認定特定非営利活動法人　発達支援研究センター	代表	細谷　暁子
11	社会福祉法人　山形いのちの電話	常務理事（兼）事務局長	伊藤　利彦
12	山形地域産業保健センター	山形地域産業保健センター登録産業医(相談員)	武田　由美子
13	山形商工会議所	常務理事	山口　範夫
14	山形労働基準監督署	安全衛生課長	佐藤　遼平
15	山形公共職業安定所（ハローワークやまがた）	職業相談第一部門　統括職業指導官	鏡　貴宏
16	山形市小学校校長会	山形市立本沢小学校　校長	渡邊　弘晶
17	山形市中学校校長会	会長	髙橋　修
18	山形警察署	生活安全第一課長	加藤　幸生
19	山形市消防本部	救急救命課次長(兼)課長	後藤　裕
20	山形県弁護士会	弁護士	及川　善大
21	山形県精神保健福祉センター	所長	有海　清彦
22	山形市こども未来部	こども家庭センター所長	堀篭　晶子
23	山形市健康医療部	部長	川合　尚子

事務局

役職	氏名
山形市健康医療部　健康増進課　課長	齋藤　健二
山形市健康医療部　健康増進課　課長補佐	髙嶋　亜希子
山形市健康医療部　健康増進課　こころの健康係長	安藤　さゆり
山形市健康医療部　健康増進課　主任保健師	大西　由佳
山形市健康医療部　健康増進課　主任精神保健福祉士	奥山　紗央里
山形市健康医療部　健康増進課　保健師	森　万琴

いのち支える山形市自殺対策協議会設置要綱

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）第１３条第２項の規定による「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づき、関係機関及び関係団体等と連携し、山形市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、いのち支える山形市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

⑴　「いのち支える山形市自殺対策計画」の推進に関すること。

⑵　自殺の現状把握に関する情報交換に関すること。

⑶　自殺対策に関する意見交換に関すること。

⑷　行政、関係機関及び関係団体の連携に関すること。

⑸　その他本市の自殺対策の推進に関し必要な事項

（構成）

第３条　協議会は、委員２５人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

⑴　別表に掲げる関係機関及び関係団体に属する者

⑵　その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

６　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

７　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長は、その議長となる。

２　会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第５条　委員及び委員であった者は、正当な理由なく会議における協議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第６条　協議会の事務局を山形市健康医療部健康増進課に置き、会務を処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和元年６月２０日から施行する。

（山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱の廃止）

２　山形市自殺対策計画策定検討会議開催要綱（平成３０年６月２７日施行）は、廃止する。

３　（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から一部改正する。

この要綱は、令和８年４月１日から一部改正する。

別表（第３条関係）

分　野		関係機関・団体名
学識経験者	１	公立大学法人山形県立保健医療大学
保健・医療	２	山形市医師会
	３	日本精神科病院協会山形県支部
	４	山形市薬剤師会
	５	山形県精神保健福祉士協会
福　祉	６	山形市社会福祉協議会
	７	山形市地域包括支援センター
	８	山形市障がい者自立支援協議会
地　域	９	山形市民生委員児童委員連合会
	１０	認定特定非営利活動法人　発達支援研究センター
	１１	社会福祉法人　山形いのちの電話
労　働	１２	山形地域産業保健センター
	１３	山形商工会議所
	１４	山形労働基準監督署
	１５	山形公共職業安定所（ハローワーク山形）
教　育	１６	小学校校長会
	１７	中学校校長会
警　察	１８	山形警察署
消　防	１９	山形市消防本部
司　法	２０	山形県弁護士会
行　政	２１	山形県精神保健福祉センター
	２２	山形市健康医療部
	２３	山形市こども未来部

資料１

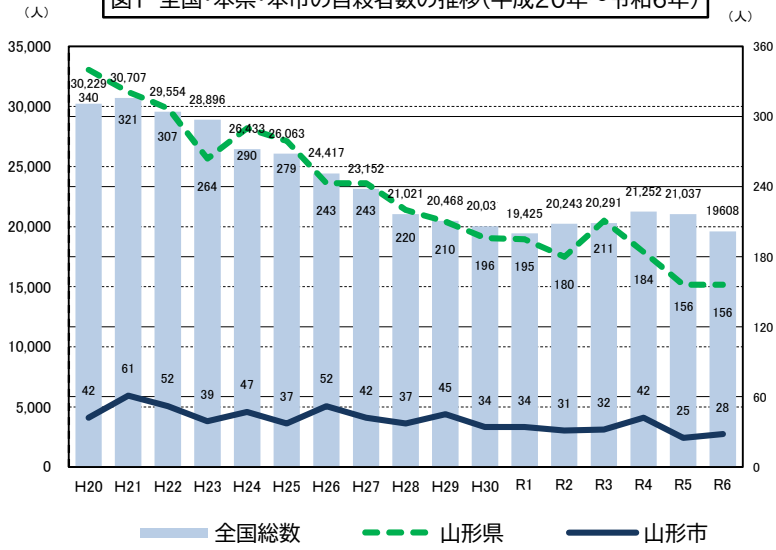
山形市の自殺の現状について

１　自殺者数の推移

・全国および本県の自殺者数は、令和５年以降減少しているが、依然として全国で約２万人、本県で１５６人の方が自ら命を絶つ深刻な状況が続いている。（図１）

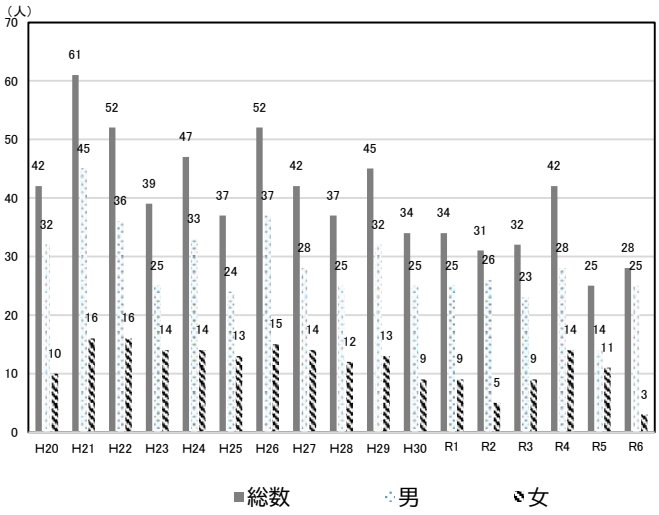
・本市の自殺者数は、平成２１年の６１人をピークに経年的に増減を繰り返しているものの、長期的には減少傾向にある。平成３０年以降は３０人台を推移していたが、令和５年以降は２０人台に減少しており、令和６年は２８人であった。（図１・２）男女別では、男性の自殺者数が女性の２～３倍の傾向であり、令和６年は男性２５名、女性３名と男性が女性の約８倍となっている。（図２）

図1　全国･本県･本市の自殺者数の推移(平成20年～令和6年)



<出典:厚生労働省人口動態統計>

図2　山形市の男女別自殺者数の推移(平成20年～令和6年)



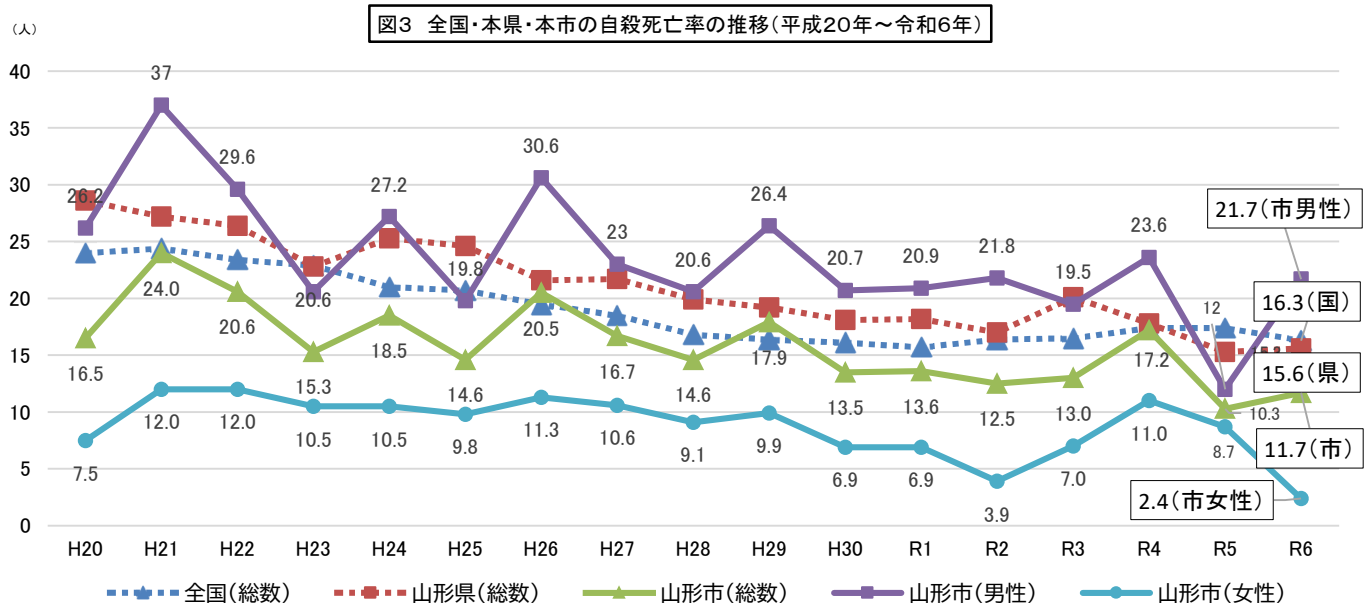
<出典:厚生労働省人口動態統計>

２　自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

・全国および本県の自殺死亡率は前年と比較して減少している。

・本市の令和６年の自殺死亡率は１１．７で全国１６．３、県１５．６より低いが、前年と比較すると増加している。男女別では、男性は令和５年に大きく減少したが、平成３０年以降は横ばいである。女性は令和３年から増加傾向だったが、令和５年、６年は減少した。

図3　全国･本県･本市の自殺死亡率の推移(平成20年～令和6年)



<出典:厚生労働省人口動態統計>

3 山形市と全国との比較について

いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）がまとめている「地域自殺実態プロファイル２０２５」に基づく本市と全国との比較は以下の通り。

令和２年～令和６年の自殺者数は合計１４６人（男性９８人、女性４８人）。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）」より集計）

（１）性・年代別の自殺者割合及び平均自殺死亡率（令和２年～令和６年）

自殺者割合（全自殺者に占める割合）では、男性では５０歳代、３０歳代の順に割合が高い。女性では２０歳代、４０歳代の割合が高く、続いて５０歳代の割合が高い。

平均自殺死亡率では、男性は３０歳代で全国より高く、女性は２０歳代で全国より高い。

図4-1 全国･本市における性･年代別の自殺者割合 ＜地域における自殺の基礎資料(自殺日･住居地)＞

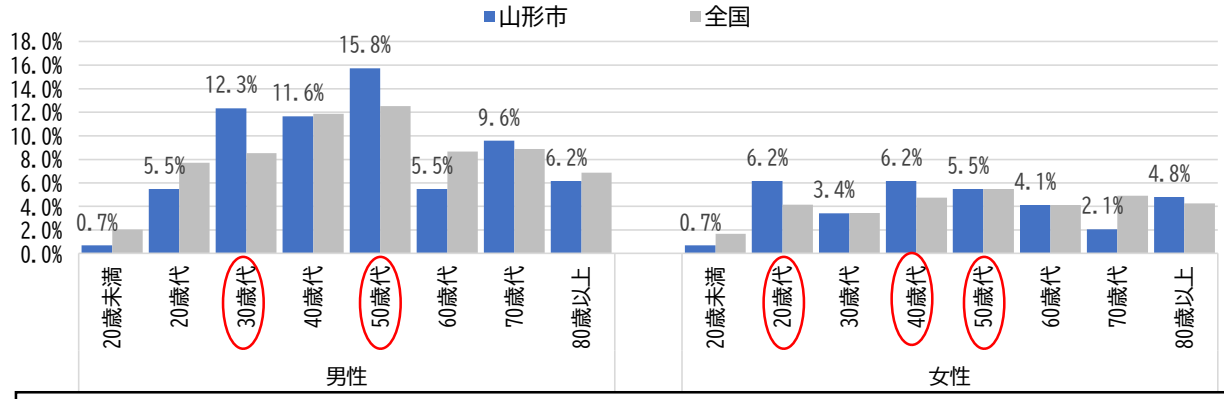
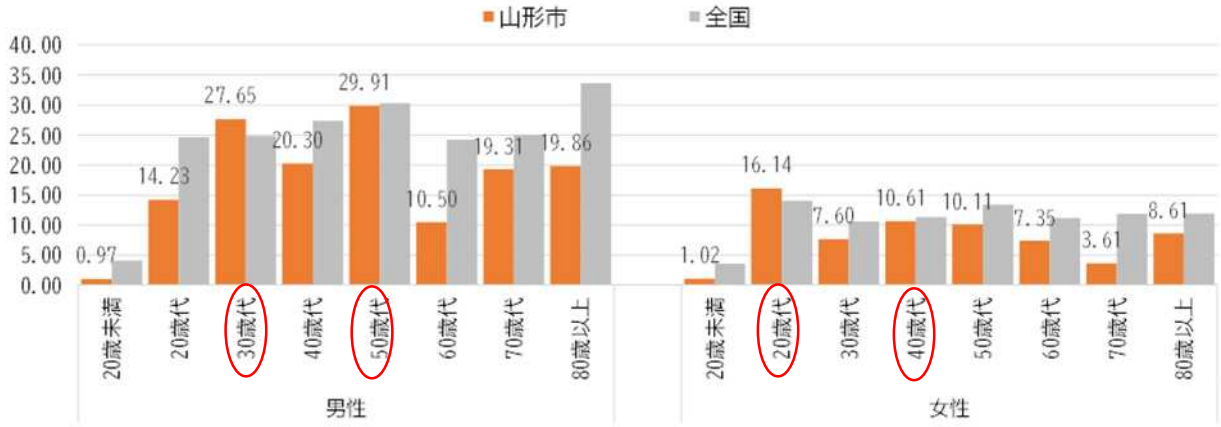


図4-2 全国･本市における性･年代別の平均自殺死亡率(人口10万人対) ＜地域における自殺の基礎資料(自殺日･住居地)＞



（２）山形市の特徴

上位５区分	自殺者数 ５年計	割合 （全国平均）	自殺率*（10 万対） （全国平均）
１位:男性 40～59 歳有職同居	22	15.1% （10.0%）	17.2 （16.2）
２位:男性 60 歳以上無職同居	20	13.7% （11.1%）	22.2 （27.2）
３位:女性 60 歳以上無職同居	14	9.6% （8.1%）	9.1 （11.9）
４位:男性 20～39 歳有職同居	13	8.9% （5.8%）	16.8 （15.6）
５位:男性 40～59 歳有職独居	9	6.2% （5.1%）	46.8 （39.8）

資料：警察庁自殺統計原票データを JSCP にて個別集計。区分順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和２年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

資料２

令和7年度「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」に係る取組状況について

１「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」の進捗管理について

自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会において、数値目標と評価指標の達成状況、重点施策の前年度の取組状況を提示し、進捗状況を評価することで進捗管理を行う。

※当該計画の概要は参考資料１のとおり

２「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」の数値目標と評価指標

（１）数値目標（自殺死亡率）

令和８年までに平成２７年比３０％以上減少させ、最終年度である令和１０年度まで目標値を維持する。

	平成２７年	**令和６年（現状）**	令和８年（計画目標）	令和１０年度（計画目標）
市自殺死亡率	１６．７	１１．７	１１．７以下	１１．７以下

（２）評価指標

基本施策１　地域におけるネットワークの強化

項目	令和４年度（策定時の直近値）	**令和７年度（現状）**	令和１０年度（計画目標）
自殺対策推進庁内連絡会議、いのち支える山形市自殺対策協議会の開催	各々年１回以上		

基本施策２　市民への啓発と周知、相談支援の充実

項目	令和４年度（策定時の直近値）	**令和７年度（現状）**	令和１０年度（計画目標）
自殺予防週間（９/１０～９/１６）・自殺対策強化月間（３月）における、関係課・関係機関との連携した啓発	実施		
メンタルチェックシステム「こころの体温計」の年間アクセス数	延 42,348 件	延 47,510 件	延 45,000 件
カード・ちらしの配布による相談窓口の周知	カードの配布（小４～高３の児童生徒）、チラシ配布（小１～中３の児童生徒の保護者）		

基本施策３　児童生徒への心の教育等の推進

項目	令和４年度（策定時の直近値）	**令和７年度（現状）**	令和８年度（計画目標）	令和１０年度（計画目標）
児童生徒のＳＯＳの出し方教育実施校数	（小学校）２校	（小学校）１２校 （中学校）７校 ※Ｒ４～Ｒ７累計 小学校 32/37 校 中学校 10/15 校	（小学校）１５校 （中学校）４校	全ての小中学校で実施 （小学校）３７校 （中学校）１５校

項目	令和４年度 （策定時の直近値）	**令和７年度 （現状）**	令和１０年度 （計画目標）
いじめ等に関した定期的なアンケートや個別面談等の実施	全小中学校で実施		
子どものこころの健康やストレス対処法等についての研修会の実施	市内小中学校の教員等を対象に年２回実施		

基本施策４　自殺対策を支える人材の育成

項目	令和４年度 （策定時の直近値）	**令和７年度 （現状）**	令和１０年度 （計画目標）
こころ支えるサポーター養成者数 （延べ人数）	４，９７３人	９，５６３人	１０,０００人以上

３ 令和7年度における重点施策の取組状況

第２期計画においては、５つの基本施策と１６の施策内容を位置づけ、具体的な取組を進めている。基本施策のうち、特に強化する項目として、３つを重点施策として設定している。

（１）基本施策１　「地域におけるネットワーク強化」

ア　令和７年度の実績（精神保健・感染症対策室）

①山形市自殺対策推進庁内連絡会議、いのち支える山形市自殺対策協議会を各１回実施

②生活困窮者自立支援会議、要保護児童対策地域協議会等の関係各課主催の会議へ出席

イ　評価

社会の多様化により、地域生活における問題も複雑・多様化している。自殺は、様々な要因が複合的に連鎖して起こるものであり、行政や関係機関、団体等が連携し、包括的に支援するために、引き続きネットワークの構築・強化が必要である。

ウ　今後の方向性

自殺対策を効果的に推進するため、山形市自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を通して、関係各課・関係機関と情報交換、意見交換を行う。

（２）基本施策２　「市民への啓発と周知、相談支援の充実」

ア　令和７年度の実績（精神保健・感染症対策室）

①自殺予防週間及び自殺対策強化月間での普及・啓発活動の実施

②広報誌や SNS 等を活用した自殺や自殺関連事象に関する「正しい知識」の普及・啓発や相談窓口に関する周知

③自殺対策 SNS 等相談事業（生きづらびっと）における連携自治体事業の推進

イ　評価

パネル展示等、街頭啓発、市立・県立図書館での啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNS（LINE、Facebook、Instagram）での周知等幅広い方法で正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の周知を行った。メンタルチェックシステム「こころの体温計」についても、デジタルサイネージの活用等新たな周知方法により、アクセス数が増加した。

自殺対策ＳＮＳ等相談事業における連携自治体事業については、ちらしの配布や行政窓口や商業

施設へのステッカーシールの設置等により、幅広く市民に周知することができた。令和７年度は１件のつなぎ支援の依頼があり、関係機関と連携して対応した。

ウ　今後の方向性

SNS 等を活用し、相談窓口及びメンタルチェックシステム「こころの体温計」を周知する。自殺予防週間及び自殺対策強化月間等においては、幅広い方法で正しい知識の普及啓発活動や相談窓口の周知を行う。

(3)基本施策3「児童生徒への心の教育の推進」

ア　令和７年度の実績（精神保健・感染症対策室）

①児童生徒の SOS の出し方教育を小学校１２校、中学校７校で実施（Ｒ４～累計小学校３２校、中学校１０校で実施）

②外部講師による教職員向け児童生徒の SOS の受け止め方教育について研修会を１回実施

イ　評価

令和６年度以降、授業校を増やし、外部講師、市職員による出前授業を実施。授業後のアンケートでは「困ったときに相談しようと思う」と回答した児童生徒の割合が授業前に比べ増加。援助希求だけでなく、自身が周囲の友人の変化に気づき声をかけることの大切さを認識したとの記載があった。

※令和７年度山形県精神保健福祉協会・事例研究発表会にて発表。参考資料３参照。

ウ　今後の方向性

SOS の出し方教育について、授業希望のあった学校全てに対応することはできなかったが、３年に１回の頻度で市内の各小学校、中学校で授業ができるように計画的に実施していく。（令和８年度の実施予定：１９回）また、動画資料を作成し、市職員等の授業が実施できなかった学校でも、授業が実施できるよう検討していく。

SOS の受け止め方教育については、学校教育課等と連携し、多くの教職員が受講できるように研修の機会を検討していく。

４ 関係各課、関係機関の令和7年度「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」取組状況

関係各課、関係機関に照会した「いのち支える山形市自殺対策計画（第２期）」の進捗状況については、参考資料２のとおり。なお、令和７年度以降の新規の取組は以下のとおり。

（１）子育て世帯訪問支援事業（おやこヘルパー）：こども家庭センター

事業概要：こども家庭センター及び事業実施団体・関係機関等において把握した世帯へサポートプランを策定のうえ、訪問支援員を対象者の居宅等に派遣する。支援の中で家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児の支援を行う。

自殺対策の視点における事業案：家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク、自殺リスク等の高まりを未然に防ぐ。

（２）産婦健康診査事業：母子保健課

事業概要：産後２週間、産後１か月など産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身

体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

自殺対策の視点における事業案：産後うつの予防等を図る観点から、支援が必要な産婦を把握し、自殺リスクが高まる産婦の心身の不調や産後うつを防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等を早期に実施する。

資料３

令和8年度における自殺対策に関する取組について

1 自殺対策主管課における令和8年度の取組について

（１）基本施策１「地域におけるネットワークの強化」

①山形市自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を各１回開催。
②関係各課主催の会議へ出席。地域のネットワークを活用し、関係機関と連携して支援する。

（２）基本施策２「市民への啓発と周知、相談支援の充実」

①SNS 等を活用し相談窓口や、メンタルチェックシステム「こころの体温計」を周知する。特に自殺のリスクが高くなる時期（夏休み明け等）に取組を強化する。
②自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、市内高等学校や大学、専門学校等へ自殺予防に関するポスターを配布し、相談窓口を周知する。さらに自殺予防週間では山形駅での街頭啓発、自殺対策強化月間では健康ポイント事業と連携した展示企画を行い、広く市民に周知する。
③「生きづらびっと」や「つながりよりそいチャット」等で相談があったケースについて関係各課等と連携して相談に対応する。

（３）基本施策３「児童生徒への心の教育等の推進」

①児童生徒の SOS の出し方教育を市内の小学校１５校、中学校４校で実施。
②保健所のシンクタンクのテーマの１つに「児童生徒の SOS の出し方教育の効果について」を挙げ、教育の効果を確認し、授業内容の質の向上や今後の事業展開につなげる。
③外部講師による教職員向け児童生徒の SOS の受け止め方教育を１回実施、市内全域の児童学童クラブ職員を対象とした研修会にて SOS の受け止め方教育を１回実施。

（４）基本施策４「自殺対策を支える人材の育成」

①こころ支えるサポーター養成講座を職員研修（主査昇任者研修、新規採用職員研修、全職員向け希望者）、自殺予防週間に合わせて全市職員向けに机上研修で実施。
②健康ボランティア、福祉相談支援者、市薬剤師会向けにこころ支えるサポーター養成講座開催。
③SUKSK 生活出前講座の依頼を受けて、市民向けの講座を実施。

（５）基本施策５「生き心地のよい支え合いのまちづくり」

①精神保健福祉相談・ひきこもり相談を実施。令和８年度より依存症相談を開始。
②家族向けひきこもり学習会を開催。（年４回予定）
③退院後支援を実施。

2 庁内各課及び関係機関における令和8年度の取組について

庁内各課及び関係機関の「生きる支援の関連施策」の令和８年度の実施計画については参考資料２のとおり。

3 自殺対策基本法の改正について

近年、こどもの自殺者数の増加傾向が続いており、令和７年６月に自殺対策基本法が改正され、こどもの自殺対策をさらに推進することとなった。

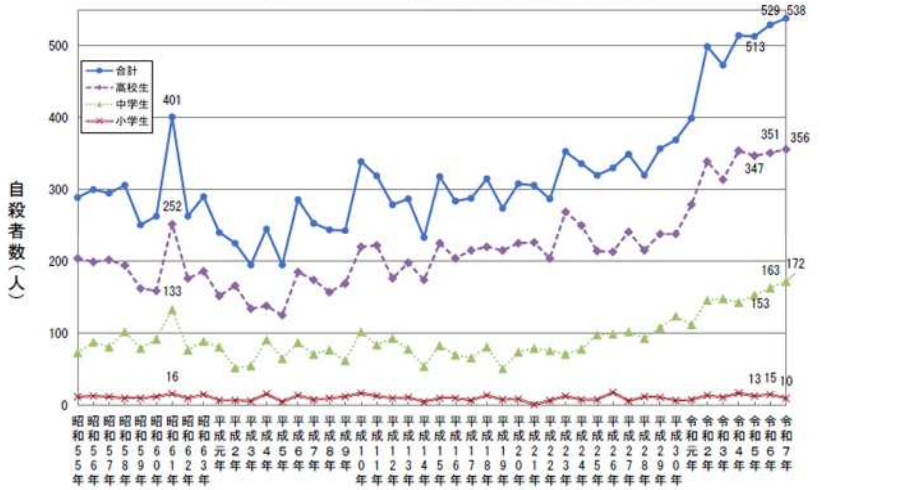
本市における取組について現在検討中。

（１）法改正の背景

自殺対策基本法が平成 18 年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。

令和７年度における本県の小中高生の自殺者数は５人で、前年と比較し増加。（自殺統計より）

図表３－１　小中高生別自殺者数の年次推移



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

（２）法改正の概要

①基本理念の追加

・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記。

②国の責務の改正及び学校の責務の追加

・こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記。

・学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記。

③基本的施策の拡充

④協議会

・地方公共団体は、こどもに係る施策を実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定。

⑤近況の変化等を踏まえた検討

⑥こども家庭庁の所掌事務の追加

＜自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要より抜粋（こども家庭庁他）＞

参考資料1

いのち支える山形市自殺対策計画（第２期）　概要

１ 計画策定の趣旨

本市の自殺対策の現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

２ 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第２項に規定する「市町村自殺対策計画」として策定。
「山形市発展計画2025」との整合性を図り、「健康医療先進都市」の確立に向けて取り組む。

３ 計画期間

令和６年度～令和10年度（５年間）

SDGs関連目標

自殺総合対策大綱
（R4. 10閣議決定）

４ 本市の自殺の現状と特徴

（１）自殺者数及び自殺死亡率について

自殺者数及び自殺死亡率については、長期的には減少傾向にあるが、平成30年以降は横ばいの状況。自殺死亡率は全国や県より低い。

①自殺者数
【男性】最近10年間では全体の６～８割を占める状況が継続。
【女性】平成30年以降は横ばいの状況。

②年代別の自殺者割合（全自殺者に占める年代別割合）
【男性】30歳代、50歳代の割合が高い。
【女性】20歳代、60歳代、80歳以上の割合が高い。

③自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）
【男性】20歳代、30歳代で全国より高い。
【女性】おおむね全国より低く、20歳代、60歳代、80歳以上が全国と同程度。

（２）自殺に関わる対象別特徴

①子ども・若者
山形市では児童生徒・学生の自殺者数の増加は見られず、表面化していないが、全国の傾向としては増加傾向。

②働き盛り世代
自殺者のうち、有職者の内訳をみると、被雇用者・勤め人の割合が全国と比較すると高い。

③高齢者
自殺者数の約４割が60歳以上。自殺の原因・動機として、「健康問題」が最も多く、その多くが高齢者と予測される。

④生活困窮者
自殺の原因・動機として、「経済・生活問題」が２番目に多く、自殺者の約6割を無職者が占める。
生活保護率は令和３年以降、横ばいから微増傾向に移りつつある。

＊地域自殺実態プロファイル2022では、以下を重点的に取り組むことを推奨している

高齢者	生活困窮者	子ども・若者	勤務・経営

図１ 全国・山形県・山形市の自殺者数の推移
（平成１７年～令和３年）

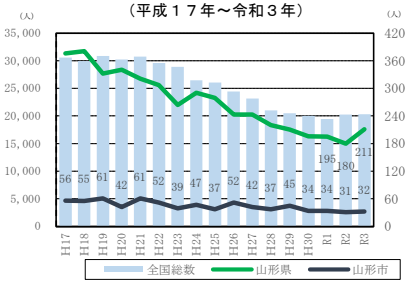


図２ 男女別自殺者数の推移（平成１７年～令和３年）

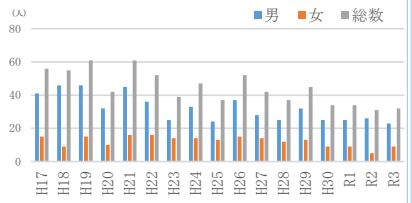
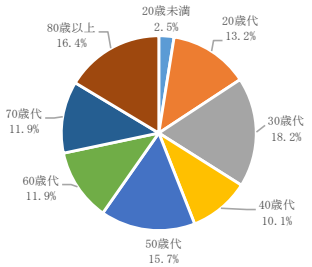


図３ 自殺者の年代別内訳（平成２９年～令和３年）



５ 第１期計画での取組みと今後の課題等

（１）取組み内容

１）自殺対策推進庁内連絡会議やいのち支える山形市自殺対策協議会を設置し、課題や特性を明らかにした。
２）支援者間で情報共有や支援方法の検討を行い横断的な支援を実施した。
３）広報誌やホームページ、SNSを活用し市民への周知を図り、特に自殺予防週間や自殺対策強化月間の際には取組みを強化した。
４）若者にも身近なツールとしてSNSを活用した相談を実施し、相談窓口の周知に取り組んだ。
５）関係課や関係機関と連携し、自殺の背景となる要因に応じた相談を実施することで自殺の危機要因を抱える人を支援した。
６）コロナ禍においても研修方法を工夫することで継続的に気づき見守る人材を育成した。
７）コロナ禍で増大した生活困窮等、様々なリスクを抱えた市民に対し、相談対応や情報提供を丁寧に行うことで自殺リスクの低下に努めた。

（２）現状からみえた課題と方向性

１）コロナ禍等の影響を受けた高齢者、生活困窮者、子ども・若者への支援
２）相談窓口情報（SNSも活用した）の周知啓発や強化
３）働き盛り世代（有職者）へのメンタルヘルスの取組み強化
４）自殺対策を支える人材を育成するため、様々な機会で「こころ支えるサポーター養成講座」の継続実施
５）対策に携わる保健、医療、福祉等の各関係機関の横断的な連携や情報共有

（３）自殺の実態を踏まえた「重点的に取り組む対象」

①子ども・若者
本市では増加傾向にはないが、国の自殺総合対策大綱において重点的に取り組むべき対象とされていることから、取り組みを強化する必要がある。

②働き盛り世代
20歳代～50歳代の有職男性の自殺者が多い。

③高齢者
高齢者の自殺が多い。

④生活困窮者
「経済・生活問題」が自殺の原因・動機別で「健康問題」に続き多い。

６ 第２期計画における取組み

自殺総合対策の基本方針（自殺総合対策大綱より）

1. 生きることの包括的な支援として推進する　2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む　3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する　5. 市、関係機関、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する　6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

（１）基本理念

こころ通わせ（かよ）　いのち支える（ささ）　想い（おも）やりのまち山形市（やまがたし）

庁内の横断的な連携により、相互補完しながら取り組んでいきます

（２）基本施策

1　地域におけるネットワークの強化
2　市民への啓発と周知、相談支援の充実
3　児童生徒への心の教育等の推進
4　自殺対策を支える人材の育成
5　生き心地のよい支え合いのまちづくり

（３）重点的に取り組む対象

- 子ども・若者
- 働き盛り世代
- 高齢者
- 生活困窮者

※詳細は裏面参照

（４）基本施策及び主な取組

基本理念	基本施策（■ 特に強化する項目）	施策（■ 重点的に取組む対象）		主な取組
こころ通わせ　いのち支える　想いやりのまち山形市	１　地域におけるネットワークの強化	（１）自殺対策に携わる保健・医療・福祉等の各関係機関の連携や情報共有		・「自殺対策推進庁内連絡会議」及び「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催
		（２）特定の問題に関するネットワーク活動の強化		・民生委員・福祉協力員などによる地域での見守り活動 ・各種会議における困難事例の検討
	２　市民への啓発と周知、相談支援の充実	（１）ＩＣＴ・ＡＩも活用した相談体制の整備や周知		・統合型校務支援システムにおける児童生徒の心の健康観察機能等の整備【新規】 ・ＡＩと専門職による孤独・孤立に関するハイブリッド型チャット相談の実施【新規】
		（２）世代に合った相談窓口体制の整備		・自殺対策ＳＮＳ等相談（生きづらびっと）を活用したつなぎ支援【拡充】
		（３）自殺に関連する対策の市民の理解の促進		・「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」での普及啓発活動
	３　児童生徒への心の教育等の推進	（１）児童生徒に向けた心の教育		・児童生徒のＳＯＳの出し方教育【拡充】・いのちの学習の開催
		（２）教職員や保護者に対する普及啓発		・児童生徒のＳＯＳの受け止め方教育　・いのちに関する指導推進事業
		（３）いじめを苦にした子どもの自殺予防		・小中学校におけるいじめ防止アンケートの実施
	４　自殺対策を支える人材の育成	（１）市民一人ひとりの気づきと見守り意識の向上		・こころ支えるサポーター養成講座の実施【拡充】
		（２）相談員等の資質の向上		・相談員を対象とした事例検討会　・ＤＶ相談窓口担当者研修会
	５　生き心地のよい支え合いのまちづくり	（１）各世代や状況に応じた支援の充実	１）子ども・若者	・こども家庭センターによる伴走型相談支援 ・おやこよりそいチャットやまがたの運用 ・育児不安軽減や産後うつなどメンタル不調者の早期把握や支援 ・若者相談支援拠点や山形地域若者サポートステーションの周知
			２）働き盛り世代	・ワーク・ライフ・バランスに関する普及啓発事業 ・企業等へのＳＵＫＳＫ出前講座の実施【拡充】
			３）高齢者	・住民主体の通いの場づくり　・認知症カフェなどの居場所づくり
			４）生活困窮者	・生活サポート相談窓口やワークステップやまがたの開設
			５）女性	・女性の思春期から更年期までの相談
			６）ひきこもり	・孤独・孤立対策事業【拡充】
			７）がん患者・慢性疾患患者等	・難病相談　・がん患者医療用ウイッグ・乳房補正具購入費助成事業
			８）災害被災者	・県外避難者支援事業　・震災避難者健診
		（２）適切な精神保健医療福祉サービスの提供		・精神保健福祉制度説明会　・精神保健福祉相談
		（３）健康・生活・経済・仕事に関する支援の充実		・ＳＵＫＳＫ生活推進事業　・健康相談や医療　・福祉相談
		（４）地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築		・我が事・丸ごと地域づくり推進事業　・福祉まるごと支援事業
		（５）自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための地域医療連携		・自殺企図患者への地域医療連携　・措置入院患者への退院後支援
		（６）遺された家族等への支援		・生活・経済上の問題を抱える自死遺族を対象とする相談や情報提供

７　数値目標

自殺総合対策大綱における自殺対策の数値目標「自殺死亡率を令和８年までに平成２７年と比べて３０％以上減少させる」と同様に設定

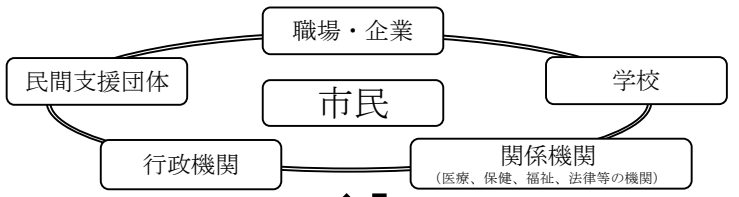
	平成２７年	令和３年	令和８年	令和１０年
市自殺死亡率	１６．７	１３．０	１１．７以下	１１．７以下

８　主な評価指標

項目	令和４年まで（現状）	令和１０年度（計画目標）
自殺対策推進庁内連絡会議の開催 いのち支える山形市自殺対策協議会の開催	各々年１回以上	各々年１回以上
こころ支えるサポーター養成者数（累計）	４，９７３人	１０，０００人以上

項目	令和５年度（現状）	令和８年（計画目標）	令和１０年度（計画目標）
児童生徒のＳＯＳの出し方教育の実施校数	小学校７校 中学校１校	小学校１５校 中学校８校	全ての小中学校で実施 （小学校３７校、中学校１５校）

９　推進体制



山形市自殺対策推進庁内連絡会議（関係部局による会議）　⇄　いのち支える山形市自殺対策協議会（行政、民間、有識者等による会議）

「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）」進捗確認シート（令和8年6月作成）

参考資料2

基本施策1　地域におけるネットワークの強化　　※特に強化する項目

(1) 自殺対策に携わる保健・医療・福祉等の各関係機関の連携や情報共有

取　組	内　容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
「自殺対策推進庁内連絡会議」「いのち支える山形市自殺対策協議会」の開催	自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を総合的かつ効率的に推進するため「自殺対策推進庁内連絡会議」や、「いのち支える山形市自殺対策協議会」を開催し、行政及び関係機関、団体のネットワーク体制構築、情報共有や施策の連携を図る。	健康増進課	10ー(2)	有	各会議を各1回開催し、山形市の自殺の現状や、いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）の実施状況について協議した。	行政及び関係機関、団体のネットワークの強化に努めることができた。	各会議を各1回開催予定
自殺対策計画の策定	本市における自殺の現状や課題をとらえ、生きるための包括的支援を推進するため、自殺対策計画「いのち支える山形市自殺対策計画」を策定する。	健康増進課	1ー(3)	有	第2期計画に記載の「生きる支援の関連施策」について、R6年度の実施状況とR7年度の実施計画について関係課、関係機関に照会し、進捗管理を行った。	庁内会議や協議会で計画の進捗状況を共有し、計画の推進に努めることができた。	継続して第2期計画の進捗について関係課・関係機関へ照会を行い、進捗管理予定。
既存統計等を活用した自殺の実態把握	自殺に特化した統計等を活用。 ・厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等 ・国の自殺総合対策推進センターや県精神保健福祉センターの自殺に関する統計	健康増進課	3ー(1)	有	厚生労働省人口動態統計や警察庁自殺統計等を活用し本市の自殺の現状について分析し、庁内会議及び協議会で関係課や関係機関と共有した。	国や県、山形市の自殺の現状を庁内会議や協議会で報告し、共有することができた。	取組を継続し、庁内会議及び協議会で自殺の現状を共有する。
地域自殺対策推進会議	地域の自殺対策における課題や取り組み状況等を共有することで、自殺対策の現状を見直す機会とし、効果的な自殺対策の推進を図る。	山形県精神保健福祉センター	5ー(2)	有	4ブロック毎に市町村・県保健所と情報共有を行い、本県の課題や取り組み状況等について協議した。	市町村・県保健所の対応状況を共有し、現時点での課題や互いの役割について相互理解した。	継続実施
医療・保健・福祉関係機関連絡会議等への支援	医療・保健・福祉関係機関が主催する会議等へ参加し、情報共有、協力体制を作る。	山形県精神保健福祉センター	6ー(1)	有	各関係機関の会議に出席し、資料を提供しながら当センターの役割について理解を深め、連携を図った。	各関係機関からの招集される会議に参加することで相互の役割を理解する機会となり、連携強化に繋がっている。	各種会議に今後も参加して連携を図る。
サイト管理者等への自殺関連情報の削除依頼	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報については、サイト管理者等に削除依頼を実施する。	山形警察署	7ー(8)	有	有害と認められる自殺関連情報について、サイト管理者等に削除依頼を実施する。	自殺関連情報は自殺の誘因にもつながることから、引き続き削除依頼を実施する。	インターネット上で有害と認められる自殺関連情報について、サイト管理者等に削除依頼を実施する。
自殺予告事案への緊急対処	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護の迅速適切な対応を行う。	山形警察署	7ー(9)	有	通報、相談により認知した危険性の高い自殺予告事案について対応。	引き続き、人命の保護に向けた迅速適切な対応を行う。	インターネット上で危険性の高い自殺予告事案を認知した場合は、プロバイダ等と連携し、人命保護に向けた迅速適切な対応を行う。

(2) 特定の問題に関するネットワーク活動の強化

取　組	内　容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
要保護児童対策地域協議会の設置・運営	被虐待児等の要保護児童の適切な保護と児童の健やかな成長を図るため、関係機関等による協議会を設置し、啓発活動、情報交換、必要な支援のための連携を行う。	こども家庭センター	7ー(12)	有	代表者会議を1回、実務者会議を12回、個別ケース検討会を85回開催し、関係機関と連携を強化しながら要保護児童等の支援を行った。 児童虐待防止の啓発活動として、こども家庭センターのチラシ作成やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施した。	・会議において情報共有や意見交換を行い、体制を強化することができた。 ・相談内容に応じて他機関と情報共有を行い包括的な支援を行うことができた。	・代表者会議を1回、実務者会議を12回開催予定 ・個別ケース検討会を必要に応じて開催予定 ・相談対応は通年で実施 ・児童虐待防止の啓発活動
民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	地域共生社会課 民生委員児童委員連合会	5ー(2)	有	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	住民のニーズに応じて対応を行った。	引き続き取組内容のとおり実施する。
山形市障がい者自立支援協議会	障がい者の地域生活を協働して支援していくため、障がい福祉サービス事業所や保健・医療機関等の関係機関が協議を行う。	障がい福祉課 障がい者自立支援協議会	6ー(1)	有	障がい者自立支援協議会保健医療部会において、医療機関と相談支援事業所が、互いの役割や機能について理解を深めるとともに、精神障がいへの理解促進、医療と地域との情報共有からスムーズな退院支援に繋げる事を目的とした研修会を1月に開催した。	研修会に56名の参加があり、「各病院の特徴やつなぎ方、相談先を知る事が出来た」「同じ精神科病院でも、特徴や受け入れ傾向、相談窓口など異なる部分もある事を知った」等の感想が得られた。	関係機関が連携を深め、精神障がいのある方等に対する支援の充実に向けた取組を継続して実施する。
生活サポート相談窓口	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 （生活支援課委託事業）	7ー(13)	有	生活困窮者を対象に、就労の支援の他自立に関する問題についての相談対応、課題把握、自立支援計画策定を行った。 年間相談人数706人	丁寧な聞き取りや調査により、相談者の状態にあったプランを作成することで、必要なサービスの提供を行った。	相談があれば年間を通じて対応する
我が事・丸ごと地域づくり推進事業	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 （地域共生社会課委託事業）	7ー(1)	有	通年実施事業。実施拠点を新たに1拠点新規立上げを行った。継続拠点においては取組内容のとおり実施した。（22地区24拠点）	計画の通り、新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施した。	新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施する。
福祉協力員活動	身近な地域の中で、福祉問題を抱え援助を必要とする高齢者や障がい者、またはその家族に対し、その方の立場にたって、住み慣れた地域の中で問題の早期解決を図るための適切な援助や、協力体制を推進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	5ー(2)	有	福祉協力員数1，438名（R7年度福祉協力員活動費交付実績） 見守り声かけ訪問活動を始めとした5つの基本活動をもとに、福祉連絡カードや介護保険と高齢者保健福祉にしおり等の配付をきっかけに訪問活動を行い、相談事の早期発見につとめ、民生委員や専門相談機関との連携に務めた。（約86．5%の協力員が年2回以上対象世帯を訪問している。）	30地区それぞれで、「住民誰もが助けあい、支えあえる地域づくり」を意識した研修会を実施するなどして、支援者間の連携も再確認しながら、福祉協力員活動に活かすことができた。	各地区で、関連資料の配布や声掛け等により、早期発見・早期対応に努める。

基本施策2　市民への啓発と周知、相談支援の充実　　※特に強化する項目

(1) ICT・AIも活用した相談体制の整備や周知

取　組	内　容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
山形市くらしのガイドの発行	行政のしくみや市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるよう暮らしのガイドを発行する。	広報課	7ー(1)	有	隔年発行のため、令和8年度の発行に向けて協働発行事業者	くらしのガイドの発行を通じ、市民生活に必要な情報を提供するとともに、自殺対策に資する相談窓口の周知に努めた。	6月下旬にくらしのガイドを発行する。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
メンタルチェックシステム「こころの体温計」	パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用して、ストレス度や落ち込み度がわかるメンタルチェックシステム「こころの体温計」を市のホームページに設置。	健康増進課	7ー(7)	有	常時、市ホームページに掲載。その他、広報やまがた、公民館だより、コミュニティセンターだより、市公式Facebook、市公式LINE、自殺予防週間・月間展示にて周知した。 年間アクセス数は47,510件であった。	様々な媒体、機会を捉え、こころの体温計や相談窓口を周知することができた。	市ホームページにこころの体温計の記事を掲載する。 広報、SNS等を利用し、周知を行う。
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	健康増進課	11ー(5)	有	つなぎ支援1件(参考:R6年度2件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
認知症早期発見・普及啓発「これって認知症？」	ホームページ上で家族等の第三者が気軽に認知症について確認することができるシステムである、認知症簡易チェック「これって認知症？」を導入し、広く認知症に関する理解や早期対応などに関する意識啓発を図る。	長寿支援課	7ー(7)	有	第三者が気軽に認知症について確認することができる認知症簡易チェック「これって認知症？」をホームページに掲載し、結果に合わせたアドバイスやその後の相談先を閲覧している。アクセス数:5,259回。	アクセス数は令和6年度より増加した。今後も継続して周知啓発を行う。(R6アクセス数:3,737回)	通年実施
山形市聴こえくっきり事業	聴こえの大切さ、加齢性難聴、聴こえのフレイルに関する普及啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化した医、学、産、官の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介護予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	6ー(6)	有	聴こえくっきり事業における普及啓発として、聞こえをテーマとした「耳からの健康講座」を開催した(開催回数:8回、参加者:289名)。 また、アプリを活用した聴こえのチェックを開催した(開催回数:8回、参加者:160名)。	講座やチェックを通して、聴こえのフレイルの正しい理解について普及啓発ができた。	次の講座等を各9回開催する ・耳からの健康講座 ・聴こえのチェック
支援対象児童等見守り強化事業	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭センター	11ー(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につないだ。 ・LINE友だち登録数　累計4,507件 ・相談件数　3,721件(令和7年度分)	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
伴走型相談支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13ー(1)	有	妊娠届出時面談　　1,323件 妊婦のオンライン面談件数　　7件 産後の面談　　1,267件	計画通りに実施した。	継続
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを配布する。	社会教育青少年課	11ー(2)	有	少年相談員による電話相談は平日13:00～17:00、メール相談は24時間受付し、電話は67件、メールは27件の相談があった。 少年相談カード、保護者向けチラシを作成し、学校を通して児童・生徒、保護者に配布した。 ・カード配布数　約39,000枚 ・チラシ配布数　約43,000枚	必要に応じ関係機関につなぎ、相談に対応した。	継続実施
困った時の相談窓口活用ガイドの利活用	各種相談窓口に関する情報をまとめたガイドを作成し、関係機関等に周知配布する。	山形県精神保健福祉センター	7ー(1)	有	HPにおいて、常時「困った時の相談窓口ガイド」を掲載。	メンテナンスまでは行き届かなかった。	メンテナンス・見直し等について検討する

(2) 世代に合った相談窓口体制の整備

取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	健康増進課	11ー(5)	有	つなぎ支援1件(参考:R6年度2件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
支援対象児童等見守り強化事業(再掲)	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE(おやこよりそいチャットやまがた)による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援(食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ)につなげる。	こども家庭センター	11ー(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につないだ。 ・LINE友だち登録数　累計4,507件 ・相談件数　3,721件(令和7年度分)	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13ー(1)	有	妊娠届出時面談　　1,323件 妊婦のオンライン面談件数　　7件 産後の面談　　1,267件	計画通りに実施した。	継続

(3) 自殺に関連する対策の市民の理解の促進

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
自殺予防週間及び自殺対策強化月間における普及啓発事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市民に対して自殺やうつなどの精神疾患、こころの健康づくりについての正しい知識を普及啓発するため、パネル展示や街頭啓発、ポスター掲示、パンフレット・啓発グッズの配布等を行う。	健康増進課	2ー(1)	有	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において、自殺やうつなどの精神疾患やこころの健康づくりに関するパネル展示、デジタルサイネージ、街頭啓発、市立・県立図書館での啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNS(LINE、Facebook)での周知等を行った。	関係機関と相互に連携協力を図りながら相談事業を幅広く周知できた。	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、パネル展示、街頭啓発、啓発物の設置、パンフレットや啓発グッズの配付、SNSでの周知等を実施。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
心の健康啓発コーナーの設置	毎年自殺者が多い3月の自殺対策強化月間に加えて、9月の自殺予防週間中に、来館者が必ず通る図書館入り口付近に「自殺」「心の健康」に関連する図書の特集コーナーを開設。また心の健康に関する相談窓口を記載したポスター、リーフレットや啓発グッズ等を設置して、来館者には相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行う。	図書館	2ー(1)	有	3月の自殺予防週間に合せ、2月27日から3月26日の間こころの健康に関する相談窓口を記載したポスター、チラシ等啓発物の設置と、本のひろばにおける「こころの健康」に関連する図書の展示を行い、図書館や本のひろばの利用者へ相談窓口情報等の分かりやすい情報の提供を行った。	本のひろばでの「こころの健康」に関連する図書の展示では、期間中約130冊の貸出があり、市民の関心の高さがうかがえる。また、ポスターやチラシの設置を通して一定の周知効果があったもの考える。	前年度と同時期に実施予定。
精神障がい者家族教室	精神障がい者を家族に持つ家族会及び障がい者相談支援センター、地域活動支援センターが中心となって企画し、年4回開催。内容は医師による講演等で正しい知識を得る、本人や家族の生活にとって有効な情報提供。参加者同士の交流の場を作り、情報交換や今後の繋がる先を見つける手助けをする。	障がい福祉課	2ー(3)	有	精神障がい者を支える家族と当事者等を対象に、障がいに関する正しい理解を促すとともに、生活を支えていく制度の周知や、家族同士の交流を通して相互援助的な関係づくりができるよう支援することを目的に教室を年4回(8、9、10、11月)に実施した。	全4回で合計145名の参加があり、「理解できていなかったことをわかりやすく説明いただけた」「家族同士が悩みを話す場があるのは良い」等の感想が得られた。	家族、当事者の支援のため、取組を継続して実施する。
応急手当普及啓発	山形市応急手当普及啓発活動実施要綱に基づき、各種応急手当講習会を開催し、市民へ応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努め、救命率の向上を図る。応急手当講習会を通じ、応急手当の重要性のほか、命の大切さについても講話の内容に取り入れ、自殺予防を支援する。	消防本部	2ー(3)	有	令和7年度講習回数294回、受講者数6,190人。 (参考:令和6年度講習回数289回、受講者数6,334人)	多くの市民に対し講習会を通じて命の大切さを伝え、自殺予防を支援できた。	月2回程度、一般公募による応急手当講習会を開催するほか、各事業所、学校単位での応急手当講習会に出向し、講習内容に命の大切さについて盛り込み、自殺予防を支援する。講習会受講人数は7,000人程度を想定。
認知症について考えるセミナー	認知症に対する正しい知識と、認知症の方への介護や支援の重要性について市民の方に広く啓発する。	長寿支援課	2ー(3)	有	以下の内容で実施した。 開催日:9月30日(火) 場所:山形テルサ3階アプローズ 参加者:269人	認知症本人の講話と、支援者との対話により、認知症の理解を深める良い機会となった。	令和8年10月に開催予定。 内容については、認知症本人と支援者による講演、認知症の人と家族の会による座談会等を予定している。
消費者啓発協力員による啓発活動の推進	消費者アドバイザー及び消費者啓発ボランティアの協力により、消費生活出前講座の実施や地域におけるきめ細かな見守り・声がけ等の注意喚起、必要な方へ消費生活センターの紹介など、地域における啓発活動の充実を図る。	消費生活センター	2ー(3)	有	・消費者アドバイザーが講師となった出前講座　12回 ・相談の多い事例や対処法等について記載した「山形市消費生活センター情報」を毎月作成	計画どおりに実施した。	・講座申込があれば年間を通じて対応する ・「山形市消費生活センター情報」について毎月発行する
心の健康づくり、自殺関連に係る普及啓発	自殺や心の健康、特定相談等に係る正しい知識や情報等について、強化推進月間、各種研修・会議等場、また、インターネットを通じて提供。	山形県精神保健福祉センター	2ー(3)	有	自殺予防週間と自殺対策強化月間には統一ダイヤル(心の健康相談ダイヤル)の相談時間を拡大。年間3604件の利用あり。若年層の対策として行っているインターネット相談では年間31件の利用があった。また、SNS相談先の情報を掲載した若い世代の心の健康相談啓発カード(77,500部)を県内の学校等に配布。	拡大した時間の相談やインターネット相談の利用者はそれほど多くない。引き続き周知を工夫して行っていくことが必要。	継続実施
山形いのちの電話の啓発普及活動	広報誌・パンフレット・HP・新聞紙面での広報啓発やチャリティーコンサート、公開講座の実施。	山形いのちの電話	7ー(1)	有	・広報誌やHP、新聞紙面等での広報活動 ・一般市民に向けて公開講座の実施	新聞広告や記事による広報は、一般市民への届きやすさという点で特に効果が高い。公開講座への参加や事業への協力につながるきっかけとしても期待している。	令和7年度に同じ

基本施策3　児童生徒への心の教育等の推進　　※特に強化する項目

(1)児童生徒に向けた心の教育

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
児童生徒のSOSの出し方教育	小中学生が適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)がとれるように支援する。	健康増進課	11ー(3)	有	市内小・中学校に希望校調査を行い、希望があった学校のうち小学校12校、中学校7校において外部講師、精神保健・感染症対策室と健康増進課の保健師・精神保健福祉士がSOSの出し方に関する健康教育の授業を実施した。	児童生徒がSOSの出し方を学ぶことができた。授業後アンケートの結果から、「困ったときに相談しようと思う」と回答した児童生徒の割合が授業前と比較して増加した。	小学校15校、中学校4校において外部講師、健康増進課の保健師・精神保健福祉士がSOSの出し方に関する健康教育の授業を実施予定。
健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座(精神保健・生活習慣・食育)等の実施。	学校教育課	11ー(8)	有	市内21校において、山形市医師会より医師を派遣してもらい、性に関する指導や喫煙防止、がん、メディアと健康の関係等各校の実情に応じたテーマについて講座を開催した。	医師会からの協力のもと、学校の実情に応じた講座を開催することができた。	山形市医師会から医師を派遣し、事前に申し込んだ学校の児童生徒等に対して「性」や「喫煙防止」「がん」等についての健康教育講座を実施する。
いのちの教育	いのちの教育全体計画を作成して学校生活全般にわたっていのちの学習を推進し、生命を尊重する態度を育て、やさしさと思いやりをもって心豊かに生きる児童生徒を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11ー(8)	有	各校において、いのちの教育全体計画を作成するとともに自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を行った。	いのちの教育全体計画を基に、各校が実態に応じた指導を実施することができた。	各校において、いのちの教育全体計画を作成するとともに自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を工夫する。
薬物乱用防止教室	いのちの学習の一環として薬物乱用防止教室を開催することによって、薬物の危険性について学ぶとともに、生命を大事にする態度を育てる。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11ー(8)	有	学校の実情に応じて、警察や薬剤師等の協力を得ながら薬物について学ぶ機会を設けることができた。	山形警察署や薬剤師等の協力を得て薬物乱用防止教室を実施することができた。	薬物乱用防止教室を全ての中学校及び高等学校において1回は開催する。 地域の実情に応じて、小学校においても開催に努める。
小中学生向け自殺防止啓発事業	小中学生に「いのち」の大切さを学ぶ出前講座を行い、人権尊重について学ぶことで、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。	男女共同参画センター	11ー(8)	有	小・中学生を対象に命の大切さを学ぶ出前講座を10校で実施した。	計画のとおり実施	小・中学校10校で開催予定
SOSの出し方教育について講師の派遣や人材の育成への協力	SOSの出し方教育の実施について、講師の派遣に協力するとともに、人材の育成(学校教員や関係者、市職員など)にも協力する。	山形県立保健医療大学	2ー(2)	有	山形市内の4校において実施されたSOSの出し方教育の機会に講師を派遣した。また、市PTA連合会によるSOSの受け止めに関する講座の開催にも講師として協力した。	山形市内の4校において実施されたSOSの出し方教育の機会に講師を派遣した。また、市PTA連合会によるSOSの受け止めに関する講座の開催にも講師として協力した。	山形市内の数校において実施されるSOSの出し方教育の機会に講師派遣要請がある場合に対応する。また、市内の専門職者や学童支援員などの関係者に対するSOSの受け止めに関する講座が開催される場合に、必要に応じて講師としての派遣協力を行う。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
(2)教職員や保護者に対する普及啓発							
取 組	内容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
いのちに関する指導推進事業	教職員や保護者に、産婦人科などの専門医、助産師を講師とし生命やに関する指導の充実を図る。また、各学校においても指導計画を立て、児童生徒に対しても生命や人権教育を実施する。	学校教育課	4ー(4)	有	教職員を対象として、2回の研修会を開催した。 各学校においても、性に関する指導計画を作成し、発達段階に応じて指導を実践した。	母子保健課等との連携を強化することができた。	教職員を対象に「いのちの教育研修会」を実施する。 ・9月・12月
児童生徒のSOSの受け止め方教育	児童生徒が出したSOSを身近にいる大人が受け止め、支援できるようにするための教育。保護者や教職員等の身近な大人がSOSの受け止め方を知ることで、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整える。	健康増進課	4ー(4)	有	山形市教育委員会が主催する「令和7年度第2回小中学校生徒指導担当者研修会」において、市立小中学校の教員を対象に外部講師による研修会を1回実施した。参加者59名。	研修会の対象者を検討し、昨年度までの対象者とは異なる教職員がSOSの受け止め方を学ぶことができた。	山形市教育委員会主催の「いじめ・不登校対応研修会」で外部講師による講話を1回、健康増進課主催で市内児童学童クラブ職員向け研修会を1回開催予定。
(3)いじめを苦にした子どもの自殺予防							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
いじめ防止の組織づくり	「いのち」の教育を大切に進め、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しながら、こころ豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという課題に学校として取組む。	学校教育課 山形市立商業高等学校	11ー(1)	有	校内に対策組織を置き、「学校いじめ防止基本方針」の見直しと「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応を行った。 日常の観察やいじめアンケート等から児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努め、事案に対応できた。	「学校いじめ防止基本方針」や指導の指針に基づいた対応について、研修でも周知しており、各校が必要に応じた措置を講じて対応することができた。	学校は「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、校内に対策組織を置く。市教委は、基本方針に基づいた対応ができるよう指導・助言するとともに、基本方針の定期的な点検と見直しを図る。 日常の観察やいじめアンケート等から児童生徒の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見・即時対応に努める。対応が難しい案件は市教委も情報共有しながら対応する。
いじめ対策	学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止・早期発見・即時の組織対応・関係諸機関との連携・重大事態発生時の対応について定め、いじめの未然防止・組織的な即時対応に努める。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11ー(1)	有	(小学校) 各学校ともいじめ防止基本方針を策定し、ホームページで広く周知すると共に、PTA総会等でいじめの未然防止や早期発見・早期対応について周知している。また、いじめ対応のフローチャートなどを作成し、組織対応の流れを職員会議等で確認し、早期発見や組織な対応を行うことができた。 (中学校) 校長会において、いじめ事案等に関する対応について情報交換を行った。また、生徒指導主事等研修会を通して事例研修などを実施した。さらに、各校の事例を通して、適切な対応について研修を深めた。	(小学校) いじめの未然防止・早期発見・組織的な即時対応に努めてきた。今後も個別の事案に応じ、保護者との信頼関係を大切にした丁寧な対応や関係機関と連携した組織的な対応について事例を共有していく。 (中学校) 校長会において、情報交換を行い、各校の効果的な対応につなげることができた。各校では、いじめ防止基本方針を策定し、対策会議を定期的に開催している。	(小学校) いじめ防止基本方針の周知(PTA総会等、ホームページ) 学校のいじめ防止基本方針に則った適切な組織的対応の確認 関係機関との連携や対応事例の集約と情報交換 (中学校) 校長会において情報交換を実施。 校長会主催で生徒指導に係る研修会の実施。
基本施策4 自殺対策を支える人材の育成							
(1)市民一人ひとりの気づきと見守り意識の向上							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
こころ支えるサポーター養成講座	市民及び市職員、地域の医療・福祉関係機関、有職者等を対象に、個々人が取り組めるこころの健康づくりや悩んでいる身近な人への適切な相談機関へのつなぎ等を講義、演習形式で実施する。	健康増進課	4ー(10)	有	市職員向けに、新規採用職員研修にて91人、主査昇任者研修にて88人に実施した。全職員向けには机上研修にて976人、希望者研修にて14人に実施した。 一般向けとして、食生活改善推進員・運動普及推進員33人、小規模多機能居宅介護支援事業所・市社協職員36人、SUKSK出前講座(市民や福祉職関係者等、計4回)100人に講座を実施した。	関係機関と連携し、受講者に合わせた内容の講座を実施することができた。	市職員向けに、新規採用職員、主査昇任研修において講座を実施し、全職員に対しては机上研修と希望者向け参集研修を実施予定。 山形市薬剤師会、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・相談支援事業所、民生委員を対象に講座を実施予定。 また、SUKSUK生活出前講座において依頼があった場合にも実施予定。
(2)相談員等の資質の向上							
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
事例検討会	自殺未遂者やひきこもりに関する対応事例等の共有、適切な対応方法の検討、連携の強化を図るとともに、支援者の対応力向上を図る。	健康増進課	4ー(8)	有	職員や相談関係機関を対象に、ひきこもりに関する事例検討会を1回実施。	支援の対応方法を検討するとともに、関係機関の顔をつなぎ、連携強化を図ることができた。自殺未遂者に関しては、随時個別ケース検討会や主治医への相談を通じて対応するほか、必要に応じて保健所で行う医師の相談会で医師から助言を得ながら対応力向上を図っており,令和7年度は実施しなかった。	今後、必要に応じて保健所で実施する医師の相談会の機会で、医師に助言を得ながらケースの振り返りや対応方法の検討を行うこととし、令和8年度は事例検討会を廃止。
DV相談窓口担当者研修会	相談窓口にかかる職員、関係機関の職員を対象に、DV防止法など関連法のかかわりを理解し、自殺に繋がりやすい心理状態にある相談者の自殺防止に繋げるための知識等を学ぶ。	男女共同参画センター	4ー(8)	有	DV相談窓口担当者を対象に、研修会を実施した。(参加者35名)	計画のとおり実施	12月に実施予定
青少年相談事業(少年相談員研修)	相談員の資質向上を目的に、青少年の悩みへの寄り添い方、導き方、現代の青少年の悩みについての研修を実施する。	社会教育青少年課	4ー(8)	有	相談員を対象に研修会を実施した。	青少年への理解を深める機会となった。	研修会を1回開催予定
ボランティア相談員研修会	ボランティア相談員の継続的な研修活動及び新たに電話相談員になろうとする方の養成研修の実施。	山形いのちの電話	4ー(8)	有	養成研修 10名 相談員 91名	継続的な取り組みを目指し、学習会やリフレッシュ研修会を開催することで、参加者の意欲向上につながった。	令和7年度に同じ

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
人材育成（研修事業）	心のサポーター養成ファシリテーター研修、精神保健福祉研修等を開催する。	山形県精神保健福祉センター	4ー(5)	有	市町村・保健所の保健師を対象に研修会を実施（延14名参加）。県立保健医療大学が行う心のサポーター研修の見学、見学の振り返り、実践の振り返り（報告）と3回に分けてより実践的な研修を実施した。	実践的な研修により、ファシリテーターとして行うその後の活動に有益であったと好評であった。	継続実施
技術指導、技術援助	関係機関における困難事例への技術援助、ケース検討会等の開催を実施する。	山形県精神保健福祉センター	4ー(5)	有	市町村や関係機関からの個別対応や研修企画等に関する相談等を受けて情報提供や助言を行った他、自殺に関する統計等について相談を受けて対応した。また、市町村や保健所、社会福祉協議会等職員を対象に自殺未遂者研修会を開催した。	関係機関等が必要としている情報を可能な範囲でタイムリーに提供できるよう努めた。特に、自殺未遂者研修会は多数の参加者があり好評だった。	随時対応を継続
相談支援	薬剤師が投薬時における窓口対応のスキルアップとして、公認心理士・臨床心理士の講師による研修会等を実施し、薬学的見地の部分以外で、患者心理・模範的な患者対応・アンガーマネジメント・ゲートキーパー等、心理学的にも広義な知識を習得し、結果的に自殺のリスクの軽減に繋げる。	山形市薬剤師会	4ー(12)	無			(1)日　時　　令和8年7月23日（木）19時～20時30分 (2)場　所　　山形市保健所　3階　視聴覚室 (3)対象者　　山形市薬剤師会の会員 (4)講　師　　たけのこメンタルクリニック院長　岸真知子氏 3　講話の内容（予定） (1)保健所職員による説明（15分） ・山形市の自殺の現状、こころ支えるサポーターの概要 (2)精神科医師の講話（60分） ・自殺につながりやすい精神疾患 ・自殺の危険を示すサイン、リスク評価 ・自殺念慮がある方への対応 ・精神科の受診を検討したほうがいいケース ・支援者自身のこころのセルフケア

基本施策5　生き心地のよい支え合いのまちづくり

(1)各世代や状況に応じた支援の充実

1)子ども(親子への支援含む)・若者　　※重点的に取組む対象

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
子ども(親子への支援含む)							
児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助を行う。児童福祉法改正による、子ども家庭総合支援拠点の設置や、より専門的な支援の実施を検討する。	こども家庭センター	7ー(1)	有	児童相談件数：1,519件	子どもや子育て家庭の相談窓口となり、必要に応じて関係機関と連携して対応できた。	相談対応は通年で実施
こどもショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、市が委託する児童福祉施設等において、ショートステイ事業（日中・宿泊の預かり）とトワイライト事業（夜間預かり）により、一時的に児童を預かる。（事前登録制）	こども家庭センター	11ー(4)	有	ショートステイ事業：111件 トワイライト事業：6件	通常の利用のほか、事業の利用が必要な世帯に対し、利用勧奨や措置を実施することができた。	通年で相談対応、利用決定を実施
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	こども家庭支援課	11ー(4)	有	支給者数（3月支払期現在）　1,260人 年間支給額　673,483千円	適宜、支給事由に該当することとなった方からの請求を受け付け、受給資格の認定を行い、法令の定めるところにより手当を支給することができた。	・新規請求受付（随時） ・手当の支払い（年6回：奇数月）
山形市健やか教育手当支給事務	両親のいない児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し手当を支給する。	こども家庭支援課	11ー(4)	有	支給者数（3月支払期現在）　601人 年間支給額　24,123千円	随時,支給要件に該当することとなった方からの申請を受け付け、受給資格の認定を行い、条例の定めるところにより手当を支給することができた	・新規申請受付（随時） ・手当の支払い（年2回：9月、3月）
支援対象児童等見守り強化事業（再掲）	支援の必要な世帯を把握し必要な支援につなげることを目的として、LINE（おやこよりそいチャットやまがた）による情報発信・相談支援を行う。こどもの見守り等が必要な世帯には、こども宅食訪問支援（食品等を自宅に届けながら保護者等の相談に対応し必要な支援に繋ぐ）につなげる。	こども家庭センター	11ー(4)	有	LINEによる情報発信・相談支援を行い、子どもの見守りが必要な世帯に対し、子ども宅食訪問支援等の支援につないだ。 ・LINE友だち登録数　累計4,507件 ・相談件数　3,721件（令和7年度分）	相談内容に応じて関係機関と連携し支援を行うことができた。	通年で情報発信・相談支援を実施
子育て世帯訪問支援事業（おやこヘルパー）	こども家庭センター及び事業実施団体・関係機関等において把握した世帯へサポートプランを策定のうえ、訪問支援員を対象者の居宅等に派遣する。支援の中で家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児の支援を行う。	こども家庭センター	11ー(5)	有	・利用申し込み世帯　8世帯 ・利用延べ件数　52件	こども家庭センター及び事業実施団体において把握した世帯へ導入することができた。	こども家庭センター及び事業実施団体・関係機関等において把握した世帯へ随時導入する。 精神疾患を持つ親への対応について、事業者向け研修会を実施する。
特別児童扶養手当	心身に重度又は中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者へ支給する。	障がい福祉課	11ー(4)	有	心身に重度又は中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者からの申請を適切に受け付けし、父母等へ支給した。 ＊令和7年度新規認定者：68名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
障がい児福祉手当	心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の方に支給する。	障がい福祉課	11ー(4)	有	心身に重度の障がいのある児童を養育している父母等からの支給申請を適切に受け付けし、児童本人へ支給した。 ＊令和7年度新規認定者：10名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
山形市重度心身障がい児福祉手当	心身に障がいをもつ20歳未満の在宅の児童で、障がいの程度が特別児童扶養手当該当程度であるが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない養育者に支給する。	障がい福祉課	11ー(4)	有	心身に重度の障がいのある児童を養育している父母等からの支給申請を適切に受け付けし、養育者へ支給した。 ＊令和7年度新規認定者：2名	関係機関との情報共有を適宜実施した。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
学校向け消費生活出前講座の実施	消費者トラブルの未然防止に向けた若年者への消費者教育の推進を図るため、消費生活専門相談員が学校に出向き、出前講座を実施する。若者の消費者トラブルは後を絶たず、令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の消費者被害の増加が懸念される。消費者教育を早期に実施し、対応方法や相談先等の知識習得を図る。	消費生活センター	11ー(2)	有	学校向け出前講座　4回	計画どおりに実施した。	講座申込があれば年間を通じて対応する
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	生活保護世帯及び就学援助世帯の希望者に対し、子どもの学習・進路相談のほか、保護者に対する就学資金の相談や他団体実施の集合型学習支援事業の紹介・斡旋を行う。	生活支援課	11ー(4)	有	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の小学生、中学生に対し、学習支援を実施し、生活支援として戸別訪問や電話による子どもの状況把握、養育に関する保護者への助言や進学・就学資金などについての情報提供。学習支援会年間56回	希望する高校への進学及び自立に向けての支援を行った。また中退のおそれのある生活保護受給世帯の高校生を対象に高校中退の防止に向けた相談・支援を行った。	年間を通じて対応する。学習会については利用しやすいように開催場所を変更して実施。
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	こども未来課	11ー(4)	有	児童の健全育成のため、102支援の単位の放課後児童クラブへの運営委託並びに保育料の軽減に対する補助等を行った。実施にあたっては、受託者との連携のもと、子どもや保護者の状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや保護者の把握に努めた。	必要な支援に対し、情報共有を行うとともに、行政及び関係機関のネットワークの強化に努めることができた。	児童の健全育成のため、103支援の単位の放課後児童クラブへの運営委託や保育料の軽減に対する補助を行う。
自殺対策SNS等相談事業における連携自治体事業(再掲)	特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクが行うSNS等相談において、直接的な支援が必要でかつ本人から情報提供の同意を得た市民の方について、内容に応じて市関係課や関係機関につなぐ支援を実施する。	健康増進課	11ー(5)	有	つなぎ支援1件(参考:R6年度2件)	つなぎ支援の依頼に対し、関係機関と連携して対応することができた。	ライフリンクからつなぎ支援の連絡があった場合に随時対応する。
こころの健康相談窓口の周知	電話や来所相談の他、多様なニーズに対応するため、SNS等を活用した相談やつなぎ支援について積極的に周知する。 ・行政窓口、高校大学、関係機関、商業施設におけるステッカーシールの設置 ・市報やホームページ等での周知	健康増進課	11ー(5)	有	ホームページへの掲載、行政窓口や商業施設へのステッカーシールの設置を行った。	多くの場所にステッカーシールを設置し、幅広く市民に周知することができた。	引き続き、市のホームページや各施設へのステッカーシール設置等により周知していく。
離乳食教室	離乳食の進め方について、学ぶ機会を提供するだけでなく、離乳食や育児に関する悩みについて相談を受け、必要時適切な相談窓口につなげる。また、参加者同士が交流することで、仲間づくりの場とする。	健康増進課	13ー(1)	有	年12回開催　参加者　285人	講話や相談を通して離乳食の知識の習得だけでなく、参加者同士が育児に関する情報交換を図る機会になった。	生後4～6か月の保護者を対象に月1回開催
子育てはぁと相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした公認心理師による子育て相談。育児不安やストレス等への適切な対応と支援を図る。	母子保健課	7ー(1)	有	実施回数　21回 実49名、延べ52名	計画通りに実施した。	継続
幼児発達相談	就学前の幼児を持つ保護者を対象とした発達相談。保健師により発達検査を実施したあと公認心理師による相談を実施する。	母子保健課	7ー(1)	有	実施回数　32回 実184名、延べ195名	計画通りに実施した。	継続
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査において、育児や発達に不安や困難を感じている保護者に対し、関わり方を助言するとともに、継続フォロー等につなげることで、保護者の育児不安の軽減と適切な支援を図る。 また、発達障がいを抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱えている。1歳6か月児、3歳児、5歳児健康診査に公認心理師を配置し、発達・育児に関する相談を受け付け、相談内容に応じて支援方法を決定し、必要な機関への紹介や継続フォローにつなげることで発達障がい児の早期発見・早期支援を図る。	母子保健課	7ー(1)	有	個別健診 1か月児健康診査　受診者数1,204人 4か月児健康診査　受診者数1,231人 9か月児健康診査　受診者数1,269人 集団健診 1歳6か月児健康診査 実施回数　47回　受診者数　1,372名 3歳児健康診査 実施回数　54回　受診者数　1,545名 5歳児健康診査 実施回数　53回　受診者数　1,554名	計画通りに実施した。	継続
乳幼児健康診査(個別相談)	4か月児健康診査、9か月児健康診査 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	母子保健課	7ー(1)	有	個別健診 1か月児健康診査　受診者数1,204人 4か月児健康診査　受診者数1,231人 9か月児健康診査　受診者数1,269人 個別相談件数 1歳6か月児健康診査 保健師　101件　公認心理師　165件 栄養士　149件　歯科衛生士　686件 3歳児健康診査 保健師　748件　公認心理師　219件 栄養士　92件　歯科衛生士　809件 5歳児健康診査 保健師　192件　公認心理師　280件　栄養士　46件	計画通りに実施した。	継続
こんにちは赤ちゃん事業	訪問を行うことによって、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、育児で家庭が抱える困難や問題点について適切な支援に繋げることで、母親等の自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13ー(1)	有	訪問件数:682件	計画通りに実施した。	継続
伴走型相談支援事業(再掲)	妊娠期から子育て期までの切れ目ない継続的な支援によって、母親が抱える困難や問題点に対し早期に介入し、支援に繋ぐ。また、アプリ活用により、気軽に育児相談ができるようになることで、母親の育児不安の軽減を図る。	母子保健課	13ー(1)	有	妊娠届出時面談　1,323件 妊婦のオンライン面談件数　7件 産後の面談　1,267件	計画通りに実施した。	継続

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
育児支援家庭訪問	妊娠・出産はホルモンバランスの著しい変化に伴い、心身に急激な変化をもたらし、メンタル不調を生じやすい。初回訪問時に支援者が共通の尺度で客観的に母親のメンタルヘルスを評価することで、潜在化する産後うつ等の問題を把握し、支援に繋ぐことで自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13―(1)	有	訪問件数(実):585件 訪問件数(延):727件	計画通りに実施した。	継続
産後ケア事業	核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきている。妊娠・出産・子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきているため、母子や家族の状況を見守り、状況に応じて妊産婦の心身を支援する。	母子保健課	13―(1)	有	ショートステイ　実:　94人　延:　283日 デイケア　実:　82人　延:　137日 乳房ケア(通所型)　実:179人　延:　265回 乳房ケア(訪問型)　実:　69人　延:　117回 ママサポーター　実:　37人　延:　355回	計画通りに実施した。	継続
ママパパ教室	産前は、出産や産後の生活についての不安が強く、産後はメンタル不調が出現しやすい。出産に向けた準備や、産後の生活の変化をあらかじめ理解し、夫と共有することで、出産前後の精神面の負担軽減を図る。	母子保健課	13―(1)	有	実施回数　16回 参加者数　693人(妊婦345人、夫345人、その他3人)	計画通りに実施した。	継続
就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	・経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため学用品費等の必要な援助を実施する。 ・特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者に対し、就学費用(学用品費等)の一部を援助する。	教育総務課	11―(4)	有	・経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等の支給を行った。 ・特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費等の支給を行った。	年間を通し実施した。	・経済的理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため学用品費等の必要な援助を実施する。 ・特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者に対し、就学費用(学用品費等)の一部を援助する。
青少年相談事業 少年相談員による電話・メールによる相談(再掲)	青少年やその家族の悩みや心配事に関する相談を、少年相談員が受け付ける。また、小・中・高校へ相談カードや保護者用チラシを配布する。	社会教育青少年課	11―(2)	有	少年相談員による電話相談は平日13:00～17:00、メール相談は24時間受付し、電話は67件、メールは27件の相談があった。 少年相談カード、保護者向けチラシを作成し、学校を通して児童・生徒、保護者に配布した。 ・カード配布数　約39,000枚 ・チラシ配布数　約43,000枚	必要に応じ関係機関につなぎ、相談に対応した。	継続実施
教育相談	いじめ調査アンケートやQ―Uアンケート等を基に児童生徒の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間等を設けることで、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。また、必要に応じて、市教育相談員、別室学習指導教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携して、個に応じたよりよい支援のあり方や関係機関との連携を図る。	学校教育課	11―(2)	有	年2回(6月と11月頃)のいじめアンケートとその後の個別面談を実施することができた。 児童生徒一人一人や学級全体の実態把握をし、個々のニーズにきめ細かな対応をするために、市立全小中学校で小学3年生から中学3年生の全員を対象としたQ―Uアンケートを実施した。専門スタッフを学校の状況に応じて配置し、個に応じたよりよい支援のあり方や関係機関との連携を図り、組織的に教育活動を展開するチーム体制整備を進めてきた。	いじめアンケートや個別面談を行い、事実の確認と対応を各校で行うことができた。 Q-Uアンケートを生かした児童一人一人への支援や学級経営ができるよう、令和7年度より研修会をオンライン開催とし、学校単位での参加を可能とした。	年2回(6月と11月頃)のいじめアンケートとその後の個別面談を実施する。児童生徒一人一人や学級全体の実態把握をし、個々のニーズにきめ細かな対応をするために、市立全小中学校で小学3年生から中学3年生の全員を対象としたQ―Uアンケートを実施する。スクールカウンセラー配置校への視察を行い、多様な専門性をもつスタッフや外部機関との適切な情報共有および連携を強化し、子どもの成長を支える体制づくりを推進する。
校内居場所づくり支援	登校しぶりや教室に入れない児童生徒への支援として、モデル校に対し、校内への新たな居場所づくりを進めることにより、再登校や学級復帰を支援する。	学校教育課	11―(2)	有	市内小学校30校において、児童が安心して過ごすことができ、自己存在感や充実感を得られる校内居場所の整備・充実を支援した。また、各校における取組内容を市内小中学校へ共有し、再登校及び学級復帰を促進するための支援方策を提示することができた。	令和5年度及び令和6年度におけるモデル校での実践事例を紹介し、校内における多様な居場所づくりの具体的なケースを各校に提示することができた。 今後の市内全校への展開に向け、継続的な情報共有とより実態に応じた支援をしていく必要がある。	居場所づくりに関して、各校の実践等について情報提供し、各校の実態に即した支援の充実を図る。
心と学びの記録・振り返り支援システムの導入	児童生徒が日々の感情や学びを「天気」で表現し、見える化できるシステムを小中学校に導入することで、教職員が児童生徒一人一人の心の状態を把握しやすくするとともに、より児童生徒に寄り添った対応を行えるような仕組みづくりを行う。	総合学習センター	11―(2)	有	令和7年度よりソフトウェアを本格導入。児童生徒がタブレット端末から自身の心の状態を入力することで、今の気持ちを見える化し、日々の生活の振り返りを図れるようにした。	児童生徒の個々の気持ちの状態を具体的に把握することができた。また、教職員がソフトウェア上で情報を共有できるので、困り感への迅速な対応や、自己有用感の育成につなげられるツールとして、各校にて積極的に活用されるようにしたい。	令和8年度も継続してソフトウェアを導入し、児童生徒が日々の心の変化や生活を振り返る習慣のさらなる定着を図る。
特別な支援を必要とする児童生徒への対応	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者と困り感を共有し、どのような指導支援が適切なのかを、学校と保護者が協力して取組む。	総合学習センター 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11―(2)	有	特別な支援を必要とする児童生徒への対応に係る研修会を年3回開催し、各小中学校教職員1名以上が参加した。通年をとおして、各学校において教育相談等を実施した。	相談内容に応じて他機関と情報共有を行い、包括的な支援につなげることができた。	今年度も特別な支援を必要とする児童生徒への対応に係る研修会を年3回開催する。研修で学んだ内容について、保護者との面談等の際に共通理解を図り、支援に生かしていく。
不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助	各学校では、市教育相談員のみならず、別室学習指導員、スクールソーシャルワーカー、担任はもとより担任外などによる情報共有と校内体制の充実を図っており、一人一人のニーズに対応したきめ細やかな取組を進めている。また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの策定を含め、適応教室「風」での指導の機会が得られない、あるいは困難な児童生徒がいることを踏まえ、民間のフリースクールなどを含む他機関との連携をより一層図っている。	学校教育課 山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11―(2)	有	(学校教育課) いじめ・不登校対応研修会や教育相談担当者研修会、生徒指導担当者研修会、市教育相談員研修会、スクールソーシャルワーカー研修会など、それぞれの立場に応じた対応が適切に行えるように研修会を実施できた。また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインを管理職や生徒指導担当者に周知することで、フリースクール等の他機関と連携したり、ICTを用いた自宅学習を出席扱いにしたりして、不登校児童生徒の積極的な評価につなげることができた。	(学校教育課) それぞれの立場に応じた適切な対応を図る研修会を実施し、情報共有と校内体制の整備を進め、ニーズに対応した取組みにつなげることができた。指導要録上の出席扱いとしているケースは増加しており、当該児童生徒の学校外での努力を積極的に評価することの促進につながった。	(学校教育課) 今後、不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助については、ますますフリースクール等関係機関との連携が必要となってくる。現状の研修会実施と共に、学校と教育委員会とが関係機関と連携の在り方を考え、研修会等で連携の在り方を共有し、フリースクールなど他機関と学校の一層の連携に努める。
縦割り班活動	異学年の児童の積極的な関わりをめざして、縦割り学年で班を編成し、遊びや清掃を含めた様々な活動を実施する。	学校教育課 山形市小学校校長会	11―(7)	有	市内各校の実態に応じて、縦割り班活動を展開し、異学年交流を通して、協力や思いやる心の育成に取り組む教育課程を組むことができた。	縦割り班活動も含め、学校行事など教育活動の中で、異学年交流による関わりを進めることができている。	市内各校の実態に応じて、引き続き、縦割り班活動を展開し、異学年交流を通して、協力や思いやる心の育成に取り組む。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
SNS学習	ネットマナーやSNSの光と影について学び、インターネットやSNSとの適切で健全な利用の仕方・つきあい方について学ぶ。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11ー(6)	有	市教育委員会のICT担当指導主事を講師としてSNSの利用を含めた情報モラル教育を行った。親子研修ネットモラル教室を3校、全校PTA研修会を1校、市PTA連合会の教育懇談会での講演を1回、ICT支援員による情報モラル教室を14校（延べ72回）開催した。また、長期休業前に、インターネットやSNSの健全な利用について、学級指導やおたより等で児童への指導や保護者への啓蒙・注意喚起を行った。	市教委やPTAと連携しながら、SNSの利用の仕方について学ぶ機会をさらに充実させていく必要がある。	・学年に応じた計画的な情報モラル教育の実施の推奨 ・PTA研修等、保護者の研修の充実 ・長期休業前の事前指導や日々の学級指導の確認 ・校長会での対応事例の集約と情報交換
個人面談・教育相談	いじめ調査アンケートへの対応期間と重ねるなどして、児童生徒との面談を実施し児童の話や悩みに耳を傾ける教育相談週間や保護者との個人面談期間を設けることで、児童生徒や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を図る。	山形市小学校校長会 山形市中学校校長会	11ー(2)	有	5、6月と10、11月の年2回、児童と保護者へのいじめアンケート調査を行った。また、同時期に児童の個別面談を実施し、必要に応じて保護者にも連絡を取っている。また、保護者面談の際、子どもの発達・成長についての悩みを共有し、必要に応じて教育相談を行うなどして連携強化を図っている。	児童や家庭との信頼関係の構築、児童生徒理解の深化、家庭との連携強化を今後も組織的に丁寧に進めていく必要がある。	・連絡帳やいじめアンケート等、保護者との情報把握の連携と日々の児童からの情報収集 ・保護者との個人面談による子どもの発達・成長についての情報共有 ・必要に応じた教育相談の実施
子ども相談窓口	弁護士による無料法律相談（電話）	山形県弁護士会	11ー(2)				
専門外来	児童・思春期を対象に、専門外来を実施し、鑑別・治療を実施。こころの発達（自殺問題を含める）に関する相談を専門職が対応し早期発見を図る。※電話相談含む。	精神科医療機関専門外来 （若宮病院）	6ー(5)	有	児童思春期の方を対象とした専門外来を設置している。	需要が多く、相談にはある程度対応できるが受診までに時間を要することが多い。しかし緊急性のある事例は柔軟に対応。	令和7年度と同様。
若者							
すこやか健診 (※R8よりU-39健診に名称変更)	自殺の要因の一つとして、健康問題がある。若い頃（20～39歳）から、健康状態を確認するとともに、健康に関する正しい知識に触れる機会を設ける。 （※R8より健診の対象者が16歳～39歳に変更）	健康増進課	11ー(5)	有	受診者　496人	疾病の早期発見・早期治療のために、若年者（16歳から39歳の会社等で健康診査を受ける機会のない方）を対象に健康診査を実施し、健康状態を確認する機会を提供した。	令和8年度より事業名を変更し、対象年齢についても16歳に引き下げたうえで、健診日程に従い通年実施する。
若年層を対象としたDV防止啓発事業	高校生、大学生を中心とした若年層に対して、各学校を通じた啓発リーフレットの配付や、学習施設、駅、大型商業施設など、多くの若年層が利用する施設にリーフレットを配置することで相談窓口を周知し、自殺防止を図る。	男女共同参画センター	11ー(2)	有	各学校や学習施設、大型商業施設などに配付や設置を依頼し、4230部配布した。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施予定
労働力確保推進事業	首都圏、仙台市及び山形の大学に進学した学生を主な対象とした合同企業説明会の実施。	働きやすさ追求室	7ー(3)	有	首都圏の大学等に進学した学生や既卒者を対象に、「やまがたキャリアフェス2027（東京会場）」を開催。（参加者25名） 仙台・山形の大学に進学した学生や大学等卒業後5年以内の既卒者を対象に、「センダイ・ヤマガタシゴト博」を仙台市で開催。（参加者83名）	行政及び関係機関と連携し、計画通りに実施した。	首都圏並びに仙台市及び山形市の大学等に進学した学生等を対象に、市内企業の魅力を知るための就職イベントを実施する。
学生相談	学生の学業、人間関係及び健康に関する悩みについて、学内教職員が相談に応じる。	山形県立保健医療大学	11ー(2)	有	学生担任の教員を置くなどして、学生相談に対応している。	妥当に対応ができていると考えている。	通年で教員による学生相談をおこなう。
学外カウンセラーによる相談	学生の様々な心の悩みについて、臨床心理士の資格を持つ学外カウンセラーが相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5ー(3)	有	大学内において概ね月間1回程度の相談日を設け、各種掲示	大学内において概ね月間1回程度の相談日を設け	大学内において概ね月間1回程度の相談日を設け、各種掲示板などを用いて学生に機会を周知する。ただし、学生の相談ニーズが傾聴や心理的負荷の軽減よりは社会的資源の紹介である場合があることなどから、学外カウンセラーの要件をスクールソーシャルワーカーなどの社会的資源に
保健室での相談	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。	山形県立保健医療大学	5ー(3)	有	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等についての相談に保健室職員が相談に応じた。	心身両面でのケアが必要な学生にとって、安全な	通常の保健室としての業務に加え、特に学生から様々な心の悩み等について相談があれば、保健室職員がその相談に応じる。
ハラスメント相談	あらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言動の発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置を行う。 ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。	山形県立保健医療大学	5ー(3)	有	ハラスメントに起因する問題が生じた場合に対応するためのハラスメント相談室の運営を行った。 ハラスメント相談員に教職員のほか学生の相談員も配置し情報を更新し、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成して配布した。	概ね的確に運営することができ、ハラスメントあるい	あらゆるハラスメントによる人格に関わる不快または不適当な言動の発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置を行う。 ・ハラスメント相談員には教職員のほか、学生の相談員も配置。 ・毎年、教職員向けと学生向けのリーフレットを作成。 ・ハラスメント相談マニュアルの更新の必要性の検討。
フリースペース	不登校、ひきこもり、発達障がい者等の居場所	認定NPO法人発達支援研究センター	11ー(5)	有	フリースペース参加者　のべ553人	不登校・ひきこもり・発達障がい等の子どもや若者が、居場所に参加するなかで、自己肯定感を育み、仲間のなかでほっとできる居場所を提供した。	参加者予定のべ900人
若者相談支援拠点	不登校、ひきこもり、高校中退等の困難を有する若者や家族への家庭訪問や来所相談。	認定NPO法人発達支援研究センター	11ー(5)	有	相談者　のべ2177人	山形県若者相談支援拠点を設置し、訪問相談、来所相談・出張相談会等を実施した。	相談者予定のべ2200人

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
山形地域若者サポートステーション	15～49歳の方とその家族で、就職を目指している若年無職者を対象に、電話・メール・来所相談を行う。	キャリアバンク株式会社	11ー(5)	有	無業の若者(15～49歳)とその保護者を中心に面談を行い、就労に向けた支援を行った。	行政及び関係機関団体のネットワークの強化及び相談者1人1人に寄り添った支援を行うことができた	令和7年度はキャリアバンク株式会社山形オフィスが受託
2)働き盛り世代	※重点的に取組む対象						
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
SUKSK生活出前講座	市が提唱するSUKSK生活の推進に向けて、職員が地域や事業所等に出向いて出前講座を行うことで、働き盛り世代等の健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を目指す。	健康増進課	5ー(2)	有	講座実施件数　26回 参加者数　576人	地域や事業所に出向くことで、幅広い世代に健康づくりを始めるきっかけを提供することができた。	令和7年度と同様、地域や事業所に出向き、健康講座を実施する。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発推進事業	男女がともに働きやすい・働きがいのある職場環境の整備を促進するため、イクボス制度に関する啓発を図る。	男女共同参画センター	12ー(1)	有	男性の家事・育児参画を目的とするイクメン・イクジイ講座を4回実施した。また、男性の育児休業、子の看護休暇等の取得促進をテーマとした企業出前講座を1社に実施した。	計画のとおり実施	男性の家事・育児参画を目的とする自主企画講座を年4回実施する。
職域でのメンタルヘルス教育について講師の派遣や人材の育成への協力	職域でのメンタルヘルス教育の実施について、講師の派遣に協力するとともに、人材の育成(産業保健師や関係者、市職員など)にも協力する。	山形県立保健医療大学	5ー(1)	有	職域でのメンタルヘルス教育(特にゲートキーパー養成)について、大学(看護実践研究センター)の主催によりオンラインでのメンタルヘルス研修を開催し、山形市内の企業団体からおよそ30社・団体の総務関係者・産業保健師の参加があった。	山形市内の企業団体からおよそ30社・団体の総	職域でのメンタルヘルス教育の実施について、大学独自事業や県事業による講座の紹介を行って山形市内の企業団体の関係者の受講に貢献するとともに、市事業への講師派遣要請がある場合には積極的に応じることで人材育成(産業保健師や関係者、市職員など)に協力する。
労働問題法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会	7ー(5)				
事業場への周知	メンタルヘルス対策の指導、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導、過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導についてのリーフレット配布等。	山形労働基準監督署	12ー(2)	有	関係機関と連携し通年で実施する講習会・研修会等のあらゆる機会を通じて関係資料を配布し周知した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	メンタルヘルス対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12ー(2)	有	講習会・研修会等の集団指導、個別指導又は監督指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の指導を行う。	山形労働基準監督署	12ー(2)	有	講習会・研修会等の集団指導、個別指導又は監督指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
事業場への指導	過重労働による健康障害防止のための総合対策の指導を行う。	山形労働基準監督署	12ー(2)	有	講習会・研修会等の集団指導、個別指導又は監督指導において必要に応じ指導を実施した。	取り組むべき内容等について多くの事業場に対して周知を図ることができた。	あらゆる機会を通じて事業場への周知及び指導を実施する。
高ストレス者に対する面接指導	メンタルヘルス不調者やストレスチェックで高ストレス者と判定された者であって面接指導を希望する者は登録産業医の面接指導を受けることができる。この面接指導は診断を行うものではなく、ストレスに関連した心身の症状を確認の上で生活指導を行ったり、労働指導や職場との働き方の調整を行うものである。産業医は職場に対し意見書を作成し、労働時間管理や配置転換等のアドバイスを行うこともできる。	山形地域産業保健センター	12ー(2)	有	相談に応じて7件。	計画通り実施。	相談があれば年間を通じて対応する。
長時間労働者に対する面接指導	時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者を対象として、事業所からの情報提供に基づいて医師による面接指導を実施する。面接指導の実際は高ストレス者面接と同様。	山形地域産業保健センター	12ー(2)	有	相談に応じて2件。	計画のとおり実施。	相談があれば年間を通じて対応する。
ストレスチェック導入支援	ストレスチェック制度は義務化されているが、導入がスムーズにいっていない事業所や、実施義務のない50人未満の事業所でも導入の希望がある場合に制度実施の支援・助言をする。具体的にはメンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問する。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12ー(2)	無			
職場のメンタルヘルス対策推進	事業所の希望により、管理監督者、若年労働者等へのメンタルヘルス教育を実施するほか、メンタルヘルス対策促進員が職場のメンタルヘルス対策の相談にあたる。これらには一部助成金もある(労働者健康安全機構による制度)。	山形地域産業保健センター (産業保健総合支援センター事業)	12ー(2)	無			
3)高齢者	※重点的に取組む対象						
取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成する。	長寿支援課	2ー(3)	有	開催回数:48回 延受講者数:1,570人	市役所大会議室を会場に年10回開催した他、地域の団体等からの依頼に応じて随時開催し、受講者数が増加した。(R6:58回、1,428人)	市役所大会議室を会場に年5回開催、新たに指定した小中学校4校ほか、地域の団体等で開催予定。
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職が医療・介護サービスを受けていない認知症が疑われる人やその家族を訪問し、認知症の専門医等を含めた観察・評価を行う。本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行うことにより、関係専門機関に結びつけ自立した生活のサポートを行う。	長寿支援課	6ー(1)	有	地域包括支援センターからの依頼により認知症初期集中支援チームが随時本人や家族支援に対する初期の支援を集中的に行った。 認知症初期集中支援チーム会議事例実件数:25件	通年をとおして相談に応じ、専門機関等への受診支援、家族支援、関係機関等の連携を行うことができた。	通年実施

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
認知症地域支援推進員	認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとともに医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図る。	長寿支援課	6ー(1)	有	・認知症ケアパスの普及 居宅研修、民生委員児童委員等に説明の上配布した。 ・認知症カフェの相談・支援 通年をとおして相談・支援に応じ、令和8年3月現在28か所で開催。(内1か所は休止中)	認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェの継続支援と立ち上げ支援を行った。既存のチームオレンジの定着支援と新規のチームオレンジ立ち上げに向けた取組みを行うことができた。	通年実施
75歳、80歳節目アンケート	高齢者の心身や生活の状況を確認するためのアンケートを送付し、必要に応じ、個々に合わせた対応を行い要介護状態になることを予防するとともに、介護予防についての意識を普及啓発する。	長寿支援課	6ー(6)	有	令和7年度に該当年齢を迎える方に対してアンケート等を実施した(対象人数:75歳3,542人、80歳1,675人)。	アンケート結果や電話・訪問での聞き取りから高齢者の生活機能状況が把握できたほか、支援が必要な高齢者に対し介護予防のアドバイスや地域包括支援センターに情報提供を行うことができた。	令和8年度に該当年齢を迎える方に対して実施する。
地区での介護予防講座	老人クラブやサロン等、地域からの依頼を受け、介護予防についての講話や体操等の実技を通して介護予防の普及啓発を図る。	長寿支援課	6ー(6)	有	地域で介護予防活動を行っている団体に対し、講師を派遣した(派遣回数:44回、参加者:1,012名)。	地域の介護予防活動を行う団体への支援を通して、介護予防の啓発ができた。	通年実施
住民主体の通いの場(立上げ支援・継続支援)	地域の身近な場所に、住民が主体となり、週1回以上の運動を行う通いの場を立ち上げることで、高齢者が気軽に社会参加できる場となり、身体機能の維持向上を図る。また、地域でのコミュニケーションの場、閉じこもり予防、見守り支援、支え合いの体制を促進する。	長寿支援課	6ー(6)	有	住民主体の通いの場に対し、立ち上げ・継続支援として講師を派遣した(派遣回数:40回、参加者:746名)。	通いの場の支援により、参加者の身体機能の維持向上のほか、社会参加の機会創出や住民同士の見守りと支え合いが図られ、地域づくりにもつながった。	通年実施
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリ専門職がサロン等で運動機能改善に向けた指導を実施したり、通所型、訪問型サービス利用終了者にリハビリ専門職等が訪問し、必要な助言を行う。	長寿支援課	6ー(6)	有	総合事業(元気あっぷ教室)の利用終了者に対して、自宅にリハビリ専門職が訪問し、身体・生活機能の状態を確認した。(訪問回数:119回(人)) また、リハビリ専門職による「いきいき生活運動講座」を開催し、運動機能検査や運動指導を行った。 (開催回数:10回、参加人数:161名(実人数:36名))	リハビリ専門職によるフォローアップや運動講座により、身体・生活機能の維持につながった。また、状態が悪化した方については、必要な支援が提供されるよう、地域包括支援センターと連携した。	通年実施
山形市聴こえくっきり事業(再掲)	聴こえの大切さ、加齢性難聴、聴こえのフレイルに関する普及啓発から社会活動との関連などのデータ分析までをパッケージ化した医、学、産、官の多機関連携事業で、社会参加による効果的な介護予防、認知症予防をとおして健康寿命の延伸を目指す。	長寿支援課	6ー(6)	有	聴こえくっきり事業における普及啓発として、聞こえをテーマとした「耳からの健康講座」を開催した(開催回数:8回、参加者:289名)。 また、アプリを活用した聴こえのチェックを開催した(開催回数:8回、参加者:160名)。	講座やチェックを通して、聴こえのフレイルの正しい理解について普及啓発ができた。	次の講座等を各9回開催する ・耳からの健康講座 ・聴こえのチェック
高齢者とその家族に対する総合相談支援	介護・生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や助言、情報提供等を行う。	長寿支援課	7ー(1)	有	通年で相談に応じ、年間5,648件対応した。	地域包括支援センターを設置し、電話や来所での相談に随時対応した。	通年実施
高齢者の権利擁護支援	高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用を促進する。	長寿支援課	7ー(1)	有	(虐待対応)市高齢者虐待防止連絡協議会を1回、高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループを4回(うち1回はJR山形駅東西自由通路での啓発活動)開催した。 (成年後見)市成年後見推進協議会を2回開催した。 (共通)民生委員、福祉協力員等の関係機関へ周知啓発を行った。	いずれも関係機関、団体との情報共有により、連携強化が図られた。	・会議を定期的に開催(R7と同回数)。 ・引き続き高齢者虐待防止や成年後見制度利用促進のための普及啓発を行う。
認知症カフェ	認知症の本人や家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	長寿支援課	7ー(10)	有	通年をとおして相談・支援に応じ、令和8年3月現在28か所で開催。(内1か所は休止中)	認知症地域支援推進員が積極的に認知症カフェ継続の支援と新規立ち上げ支援を行った。	通年実施
介護者交流会等(その他)	介護者交流会等の開催。 地域における高齢者の居場所づくり。	長寿支援課	7ー(10)	有	交流会を年1回開催。	家族の介護を一時的に解放することで、介護者の心身のリフレッシュ、また、介護者同士の交流及び情報交換ができた。	交流会を年1回開催予定
地域包括支援センター	・総合相談支援 高齢者とその家族等の介護や生活支援などに関する相談に総合的に応じ、必要な支援の調整や情報提供等を行う。 ・高齢者の権利擁護支援 高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援。 ・介護者支援等 家族介護者交流会や地域における高齢者の居場所づくり等の支援。	長寿支援課 地域包括支援センター (長寿支援課委託事業)	7ー(1)	有	通年で相談に応じ、年間5,648件対応した。	地域包括支援センターを設置し、電話や来所での相談に随時対応した。	通年実施
要介護認定調査	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施する。認定調査時に担当のケアマネジャーが決まっていない場合は、地域包括支援センターの紹介を行う。	介護保険課	7ー(1)	有	要介護認定を申請した者に、認定調査を実施した。認定調査時に担当のケアマネジャーが決まっていない場合は、地域包括支援センターの紹介を行った。(通年)	計画どおりに実施した。	取り組みを継続する。
介護に関する窓口相談	介護に関する相談をうける際に、本人やご家族の状況に応じて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも連携しながら、必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、高齢者の介護にかかる負担の軽減を図る(介護保険の申請や介護保険料の納付に関する相談等)。	介護保険課	7ー(10)	有	介護に関する相談をうけた際に、本人やご家族の状況に応じて、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所とも連携しながら、必要な医療や介護等のサービスおよび生活サポート相談等につなぎ、高齢者の介護にかかる負担の軽減を図った。(通年)	計画どおりに実施した。	取り組みを継続する。
高齢者障害者支援センター	弁護士による初回無料法律相談(面談・出張相談は有料)。	山形県弁護士会	7ー(5)				

4)生活困窮者　※重点的に取組む対象

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
母子生活支援施設入所措置	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	こども家庭センター	7ー(14)	有	当市措置世帯:5世帯(母子生活支援施設むつみハイム:3世帯、県外母子生活支援施設:2世帯)	世帯の安全を考慮し、関係機関と連携を図りながら入所措置を行うことができた。	通年で相談対応、入所措置を実施
母子父子寡婦福祉相談	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親世帯等の様々な相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格取得を目的とした給付金の申請等、具体的な支援を行う。	こども家庭支援課	7ー(14)	有	母子家庭・寡婦相談　2,500件 父子家庭相談　211件	母子父子自立支援員2名により適切な支援を行うことができた。	通年で相談対応を実施
ひとり親家庭等医療費助成事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある男子であるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、医療費について助成を行う。	こども家庭支援課	7ー(14)	有	受給対象者数　2,531人(1,243世帯) 年間受診件数　39,747件 支給額　122,650千円	審査支払機関や各保険者と連携しながら、受給対象者へ適正に助成を行うことができた。	・医療証更新手続(年1回) ・新規申請受付(随時)
多重債務者無料相談会の開催	国の多重債務者対策本部の「多重債務問題改善プログラム」に基づき設置された「山形県多重債務者対策協議会」の構成機関として、行政機関・金融機関・弁護士会・司法書士会等の関係機関・団体と連携を取りながら、総合的・効果的に多重債務問題の改善を図る。	消費生活センター	7ー(2)	有	山形県多重債務者協議会が開催した「借金に関する無料法律相談会」を本センターにおいて1回開催　計2人	計画どおりに実施した。	開催案内があれば本センターにおいても実施する
生活保護受給者等就労自立促進事業	市役所にハローワーク職員による「ワークステップやまがた」を開設し、生活困窮者等に対し、福祉と就労の支援をワンストップで行う。来所された生活困窮者等がハローワークに出向くことなく、就労支援員による一貫した就労支援を受けることができる。	生活支援課	7ー(13)	有	生活困窮者等に対し、国が行う無料職業紹介と本市が行う就労相談等を一体的に実施した。年間支援対象者数158人	ワンストップで支援を開始することができるため、生活困窮者等へ素早く効果的な支援を行うことできた。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施し個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行う。	生活支援課	7ー(13)	有	山形市社会福祉協議会と山形市役所に窓口を設置し、サービス提供・支援を実施した。年間相談件数706件	相談者の状態に合わせたプランを作成し、必要な支援やサービスの提供を行った。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金支給事業)	離職により住居を失った、又はその恐れの高い生活困窮者に対して、家賃相当の給付金を有期で支給し、住居と就労機会の確保への支援を行う。	生活支援課	7ー(13)	有	支援対象者に対し、家賃相当分の「住居確保給付金」を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行った。年間支給決定件数49件	就労支援の一環として、意欲のある方への支援を適切に実施した。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)	生活困窮者の相談に応じ、家計表などを活用し、家計収支等に関する課題を分析し、家計状況の「見える化」と支援計画の作成を行い、モニタリングと出納管理の支援を実行し、相談者自らが家計の安定化を図り自立した生活の定着を送れるよう支援を行う。	生活支援課	7ー(13)	有	家計に問題を感じている生活困窮者や生活保護受給者の家計管理を支援した。年間139人支援	個人では実践困難な家計管理や分析などが行われ、相談者の生活改善や安定が図られた。	相談に応じて年間を通じて対応する。
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	直ちに就職が困難な者に対して、日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促し、就労に結びつけるとともに、最終的には自立できるように支援を行う。	生活支援課	7ー(13)	有	概ね5ヶ月を一つの期間として前期後期制にて実施。事業対象者選定・支援を行い、年間17人支援	就労につなげる支援の場としてのみならず、単身生活者や身寄りのない方の社会的な居場所づくりの場として機能した。	相談があれば年間を通じて対応する
中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	生活支援課	7ー(13)	有	通年をとおして通訳や生活相談に応じ、年間391件対応	医療機関を受診する場合や要介護認定の申請等正確な会話が必要とされる場合の通訳を行い、中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ、最も適した支援について助言を行うことができた。	通訳依頼や相談があれば年間を通じて対応する
生活保護施行に関する事務	就労支援・健康管理支援・高齢者支援・資産調査など。	生活支援課	7ー(13)	有	生活保護受給者に対する自立その他に向けた継続的な支援を実施した。	各受給者の需要に対する適切な支援を実施することができた。	通年実施する
生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助。	生活支援課	7ー(13)	有	生活保護受給者の必要とする生活全般についての扶助を実施した。	国の基準に基づき適正に実施した。	通年実施する
要援護世帯への優先措置	市営住宅確保の支援。必要に応じて福祉部門との連携を図る。	住宅政策課	7ー(13)	有	要援護世帯 募集戸数6戸 入居戸数3戸	市営住宅入居において、これまでの要援護世帯への優先措置に加え、令和7年度から入居要件の緩和や対象範囲の拡大を図り、更なる住宅確保の支援を行った。	各公募において要援護世帯1戸募集
税の賦課(軽減)	低所得世帯に対し、均等割、平等割の軽減(7割、5割、2割)措置(申請不要だが家庭内で未申告の者がいる場合は非該当)や非自発的失業者の前年の給与所得を30/100とみなして保険税を計算する措置(申請必要)がある。	国民健康保険課	7ー(13)	有	7月に当初納税通知書を発送し、その後に該当者が発生した場合は直近の月で納税通知書(決定又は変更)を発送した。	該当者が発生した場合は、直近の月で適正に賦課した。	7月に当初納税通知書を発送。その後に該当者が発生した場合は直近の月で納税通知書(決定又は変更)を発送。
生活サポート相談窓口 (再掲)	失業や離職、家庭環境、健康上の理由で経済的な不安や困りごとを感じている方の相談を受け、各関係機関と連携し、寄り添いながら自立支援を促進する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (生活支援課委託事業)	7ー(13)	有	生活困窮者を対象に、就労の支援の他自立に関する問題についての相談対応、課題把握、自立支援計画策定を行った。年間相談人数706人	丁寧な聞き取りや調査により、相談者の状態にあったプランを作成することで、必要なサービスの提供を行った。	相談があれば年間を通じて対応する

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
職業相談	失業者等で就職を希望している方の職業相談を行う。	ハローワークやまがた	7ー(3)	有	雇用保険基本手当受給資格決定件数3,831件。全員と職業相談を実施。	ハローワーク紹介による雇用保険受給者の就職件数1,552件。	取り組みを継続。
多重債務法律相談	弁護士による初回無料法律相談(面談)。借金その他の債務を原因とする自殺は多く見られ、法律相談や破産等の法的手続を通して借金問題を解決して自殺リスクの軽減を図る。	山形県弁護士会	7ー(5)				
生活保護法律相談・自立相談支援事業	弁護士による初回無料法律相談(面談)	山形県弁護士会	7ー(13)				
被保護者・生活困窮者就労準備支援事業	自殺リスクの高い無業者の就労を支援を行い、自殺対策につなげる。 また、事業対象者は50代が多く、この世代を対象とした居場所が既存にはないため、居場所につながることで孤立を防ぎ、自殺を予防する。	認定NPO法人発達支援研究センター	7ー(13)	有	参加者　被保護者のべ855人生活困窮者のべ76人	日常生活自立・社会生活自立・就労自立に向けた支援を、関係機関との連携をとりながら実施した。	参加者予定のべ1,100人

5)女性

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
女性の思春期から更年期までの相談	助産師が女性の体の悩みを聞くことで、相談者の体に関する様々な不安や悩みを解消するための支援とする。	男女共同参画センター	13ー(3)	有	通年で相談に応じ、年間30件対応。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施
女性相談	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談員を配置し、DV等の様々な困難を抱える女性相談に応じ、関係機関と連携した支援を行う。	こども家庭支援課	13ー(3)	有	女性相談件数 78人　257件 うちDV相談 23人　112件	女性相談員2名を配置し、相談、助言等を行い、必要時は他機関と連携して支援を進めた。	根拠法令が売春防止法から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律となった(令和6年4月1日改正)。
女性の健康相談事業	専門機関への相談は敷居が高いと感じる対象者もいる中で、生活に身近な機関が相談の受け皿になることにより、相談支援を通じて不安や孤立感を軽減し、メンタル不調等の自殺リスクの軽減を図る。	母子保健課	13ー(3)	有	相談件数:11件	計画通りに実施した。	継続

6)ひきこもり

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
ひきこもり相談	ひきこもり者だけではなく、ひきこもり者を抱える家族は出口が見えない関わりに疲弊し、悩むことが多い。問題の深刻化を防ぐため、ひきこもり者やその家族の相談支援を行う。	健康増進課	7ー(11)	有	医師による相談年12回実施(実21件、延30件) 職員による相談随時(電話140件、面接38件、家庭訪問延べ18件)	医師や職員によるひきこもり相談を実施し、ひきこもり状態に悩む家族や本人の支援をおこなうことができた。	月1回、医師によるひきこもり相談を開催。 職員による相談は随時対応。
ななかまど(ひきこもり家族交流会) 【R6～統合し、ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)】	ひきこもり者を抱える家族が、ひきこもりについての正しい情報を収集・共有し、交流できる機会を提供する。	健康増進課	7ー(11)	有	令和6年度より会を統合して「ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)」として実施。 外部講師による学習と家族交流の場を年4回開催。	ひきこもり支援に関連した関係機関や医療機関と連携し、家族向けに学習の場を提供することができた。	前年度に引き続き、会を統合して「ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)」を実施。 年4回開催予定。
一歩一歩の会(家族向けひきこもり学習会) 【R6～統合し、ななかまどの会(家族向けひきこもり学習会)】	ひきこもり者を抱える家族が、精神科医師等による講話等を通し、ひきこもりについての正しい知識や対応方法を学ぶ。	健康増進課	7ー(11)	有			
孤独・孤立対策事業	ひきこもりを始めとする様々な問題の深刻化を予防するため、官民が連携した「山形市つながりよりそいプラットフォーム」を設置し、孤独・孤立対策を検討していく。自殺の要因ともなりうる、望まない孤立が深刻化し、問題が顕在化してしまうと、その解決には本人や家族、支援者等の負担が大きくなる。そうした状態になる前に予防的アプローチとして「つながりよりそいチャット」による相談支援体制を整備する。	地域共生社会課	7ー(11)	有	・「山形市つながりよりそいプラットフォーム」は開催なし ・「つながりよりそいチャット」で、12,227件の相談を受けた。	計画通りに実施した。	継続
ひきこもり相談支援事業	対人関係や行動等に問題を持つひきこもりの人々に対して、小集団活動を行う。	山形県精神保健福祉センター	7ー(11)	有	小集団活動は週1回開催。継続利用は3名だった。毎週、利用者に応じて個別の活動とグループ活動を設定。季節行事ではメンバーの希望を取り入れ、調理および会食の時間を設けた。必要に応じ、職員による個別面談の時間も設定した。	利用者は、外出や対人交流に慣れる目的で参加している。今後は、社会適応を支えるための取り組みを関係機関等とのつながりも含めて検討していく必要がある。	週1回開催を継続実施
ひきこもり生活者支援事業	ひきこもり状態にある方々に対し包括的な支援につなげるため、「ひきこもり相談支援員」を1名配置し、アウトリーチ等の実施や社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 (地域共生社会課委託事業)	7ー(11)	有	・山形市ひきこもり支援検討会を2回開催した。 ・ひきこもり相談支援員による支援を継続し、新規相談件数は17件であった。 ・ひきこもりへの市民の理解を深めるため、山形市ひと休みびと支援条例を制定した。	計画通りに実施した。	継続

7)がん患者・慢性疾患患者等

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
難病支援	難病患者とその家族の中には、日常生活上で様々な困難や問題に直面し不安を抱えることが多い。そのため必要に応じ、利用可能な制度や手当等を紹介し、また難病疾患センターを含む各関係機関と連携する。	健康増進課	6ー(8)	有	訪問実件数18件(延件数16件) 電話相談実件数47件(延件数63件) 窓口相談実件数25件	訪問や電話相談を通して、療養支援や必要に応じてサービス等の情報提供を行うことができた。	令和7年度と同様、訪問や電話等で支援を行っていく。
がん検診	がん検診により、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。	健康増進課	6ー(8)	有	受診者数 胃がん(バリウム):11,136人 胃がん(内視鏡):1,091人 大腸がん:22,139人 肺がん:23,317人 子宮がん:5,588人(うち21歳無料クーポン64人) 乳がん:5,728人(うち41歳無料クーポン174人) 前立腺がん:4,821人(うち61歳無料クーポン350人)	疾病の早期発見・早期治療のために40歳以上(子宮がん検診については20歳以上)を対象にがん検診を実施した。	令和7年度と同様、健診日程に従い通年実施する。
がん患者医療用ウイッグ・乳房補整具購入費助成事業	がん患者は、治療に伴う外見上の悩みだけでなく、身体的、心理的、経済的、社会的な悩みや不安を抱えていることも多い。こうした悩みが深刻化することにより、自殺リスクを高める可能性があるため、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康増進課	6ー(8)	有	支給件数　延べ155件 (ウイッグ:107件、乳房補整具:48件) 支給金額　2,276,718円	医療用ウイッグ及び乳房補整具の購入費助成を通して、がん患者の治療と就労の両立、療養生活の質の向上に向け、がんの治療に伴う外見の悩みに対する支援を行った。	令和7年度と同様の支援を継続すると共に、相談を受けた際には必要に応じ適切な機関に繋いでいく。
がん相談(がん相談支援センター)	がん診療に関する様々な相談に対応しているが、がん患者の不安やつらさををしっかり受け止め、それらを軽減するためにどうしたら良いかを一緒に考える。	済生館	6ー(8)	有	・緩和ケア部会1回/月開催時に報告 ・通年を通して相談に対応。年間895件対応 ・県がん相談研修会への参加 ・東北がん相談研修会への参加	会議において情報共有や意見交換を行った。相談内容に応じて他部門と情報共有し支援につなげることができた。	・緩和ケア部会1回/月開催 ・通年を通して相談に対応する ・県がん相談研修会への参加 ・東北がん相談研修会への参加
相談支援	慢性的な疾患を抱える患者等に対する相談支援の充実を行う。	山形市薬剤師会	7ー(1)	無	無	無	無

8)災害被災者

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
県外避難者支援事業	東日本大震災の発生から年数が経過し、長期の避難生活を余儀なくされている世帯に対し、交流機会を提供し、情報交換を行うことで避難生活での不安やストレスの軽減、孤立の予防を図る。 (1)山形市避難者交流支援センターの設置、運営 (2)避難者への情報提供 (3)避難者向け交流会の実施 (4)各種団体との連携	防災対策課	5ー(4)	有	・避難者交流支援センター開設日数　307日 ・避難者におしらせを郵送　月1回 ・様々な講座を実施(講座内容:こどもday!、浜通り交流会、クラフトカフェなど、 58回　のべ参加者357人) ・来所や電話にて傾聴を実施し、必要に応じて関係機関につないで支援を実施した。	計画通り実施した。	取り組みを継続する。
震災避難者健診	震災による避難者の方には、家族や住み慣れた地域の喪失、生活環境の変化により様々なストレスを感じ、自殺リスクを抱えた方も少なくない。避難者健診において健康状態を確認するとともに、相談や支援を行う。	健康増進課	5ー(4)	有	受診者数:延べ人数2人(実人数1人) 大腸がん検診　1人 肺がん検診　1人	震災による避難者のうち、住民票が市外にある方を対象に、疾病の早期発見・早期治療のためにがん検診を実施した。	受診者が減少しており、住民票がある避難元の自治体において市外避難者向けのがん検診等事業を実施していることから、令和8年度、山形市としての震災避難者健診事業について廃止する。

(2)適切な精神保健医療福祉サービスの提供

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
精神福祉制度説明会	2か月に1回開催。「精神障がい者福祉制度のしおり」を用い、相談先や給付制度等について説明を行い、希望者には終了後に個別相談に応じる。	障がい福祉課	6ー(1)	有	精神障がい者保健福祉手帳所持者や自立支援医療(精神通院医療)受給者、その他希望する方を対象に、「精神障がい者福祉制度利用のしおり」を用いて制度や相談先の説明を年6回実施した。	全6回で合計49名の参加があり、説明会終了後に合計13名の個別相談に応じた。	対象者への支援のため、取組を継続して実施する。
精神障害者手帳の申請	手帳の交付申請受付、県への進達、交付を行う(同手帳の認定及び交付決定は県が行う)。各種の障がい者福祉サービス等を利用するために必要。	障がい福祉課	6ー(1)	有	令和7年度の精神障がい者保健福祉手帳に係る山形県への進達件数:1583件	精神障がい者保健福祉手帳の申請を受理し、山形県への進達や申請者への交付を行うとともに、手帳申請に係る相談に応じた。	継続して取組を実施する。
障がい者虐待防止事業	虐待については、精神的問題、経済的問題、高齢等といった背景があることが多いため、虐待対応を通じてその世帯全体の問題を把握し、適切な支援先に繋ぐ。	障がい福祉課	6ー(1)	有	令和7年度の障がい者虐待通報件数:26件	障がい者虐待にかかる通報や相談を受け付け、障がい者の保護や障がい者及び家族等の支援を行った。	継続して取組を実施する。
精神保健福祉相談	精神障がい等を抱える相談者、その家族などが対象となる。早期治療や再発の予防、社会復帰の促進をめざし、地域住民の精神的健康の保持増進を図る。	健康増進課	6ー(1)	有	医師による相談年10回実施(実18件、延18件) 職員による相談随時(電話2, 161件、所内面接117件、所外面接71件、家庭訪問延べ164件)	精神障がい等を抱える相談者やその家族に対し、早期治療や再発の予防、社会復帰の促進について支援することができた。	月1回、医師による精神保健福祉相談を開催予定。(内2回は依存症相談の予定) 職員による相談は随時対応。
精神障害者の退院後支援	措置入院患者等の支援対象者が、退院後に地域の中で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにする。	健康増進課	6ー(1)	有	支援対象者34件、うち退院後支援要判定5件 (要判定の内訳:支援中0件、支援終了1件、 同意なし4件　※R8.3.31時点)	退院後支援計画を作成し、関係機関と連携して支援を実施することができた。	入院先医療機関から退院後支援の要判定があり、本人の支援同意が得られた場合、「退院後支援計画」を作成して個別支援を実施。該当ケースがあれば都度対応。
医療全般に関する専門的助言	保健・医療・福祉・民間団体等からの依頼を受け、各種会議や事例検討会等に出席し、医療全般に関する専門的助言を行う。	山形市医師会	6ー(1)	有	計画通り実施した。	計画通り実施した。	取組を継続。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
うつ病の早期発見、早期治療への対応	うつ病患者を早期に治療につなげるため、専門機関を紹介する。	山形市医師会	6ー(6)	有	計画通り実施した。	計画通り実施した。	取組を継続。
自殺予防活動	産業医、学校医、施設の嘱託医等としての活動を通じて、医学的見地から、自殺予防活動を展開している。事業所や事業主からの依頼を受け、産業医によるメンタルヘルス対策を実施。	山形市医師会	6ー(7)	有	計画通り実施した。	計画通り実施した。	取組を継続。
受診相談	救急受診、入院対応を実施。内容によっては各相談機関との継続的に支援が出来るよう連携を図る。	精神科医療機関(若宮病院)	6ー(1)	有	精神科救急には積極的に対応している。	山形県精神科救急システムの当番病院として、あるいは応急指定病院、常時対応型病院としての役割を担っている。	令和7年度と同様。
専門外来	相談、受診、スクリーニングを実施し必要な場合多職種で支援し、外部相談機関とも連携して支援する。	精神科医療機関(若宮病院)	6ー(6)	有	うつ病、うつ状態に対しての専門外来を設置している。	個人や関係機関からの要請に応じて可能な限り対応しているが、時間を要することも多い。緊急性のある事例には早期に対応。	令和7年度と同様。
専門外来	薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の専門医療機関として相談支援、受診対応、またデイケア・訪問看護を用いて地域生活を継続的に支援する。	精神科医療機関(若宮病院)	6ー(7)	有	アルコールも含めた薬物依存やギャンブル依存症や盗撮、窃盗症などの行為依存に対応。	個人や関係機関からの要請に応じてほぼ断ることなく早期に対応。緊急性が低いと受信まで時間を要する。	令和7年度と同様。
各種相談事業	心の健康相談、思春期保健相談、依存症相談、自死遺族相談、ひきこもり相談。	山形県精神保健福祉センター	6ー(7)	有	各種相談は電話は随時対応しているが、来所相談は予約制とし、十分な時間を確保して相談に対応している。	所内での検討会を定期的に開催し、専門の医師等から助言を得ながら対応している。	継続実施
依存症関連問題対策事業	依存症学習会、アルコール家族ミーティングの開催。	山形県精神保健福祉センター	6ー(7)	有	依存症専門医療機関と連携し各種事業を展開。依存症個別相談会:延6件。アルコール家族ミーティング(家族学習会含む)は延102名参加。研修会は延73名参加。	依存症の家族は疲弊していることが多く、家族や支援者が対応について学ぶ機会へのニーズは高い。通年通して一定数の参加がある。本人の来所に繋がるケースも見受けられるが、行動変容には息の長い支援が必要である。	継続実施

(3)健康・生活・経済・仕事に関する支援の充実

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
健康増進計画策定推進事業	健康増進計画「山形市健康づくり21」を策定し、各課で推進に取組む。(※R7.3月、第3次山形市健康づくり計画「山形市健康プラン2035」を策定)	健康増進課	5ー(2)	有	・健康づくり計画に係る各施策について、進捗管理を行った。 ・健康医療先進都市推進協議会(以下、協議会という)を開催し、上記進捗を報告するとともに関係課等・団体における今後の取り組みに係る協議を行った。(開催前の事前調整として、関係課長会議、幹事会を別途実施)	計画に係る施策の進捗を関係各所と共有するとともに、計画の推進を図ることができた。	引き続き各施策の進捗管理を行うとともに、協議会を開催して計画の推進を図る。
健康づくり運動普及推進協議会の育成	山形市健康づくり運動普及推進協議会の活動を支援し、健康づくりのための運動普及を通し、市民の日常の中に運動習慣を効果的に推進する。	健康増進課	5ー(2)	有	会員 145人 ウォーキングイベント 5回 参加者数 124人	ウォーキングイベントを開催することで、歩くことを取り入れた健康づくりを促進することができた。	年6回ウォーキングイベントを開催予定。
食生活改善推進協議会の育成	山形市食生活改善推進協議会の活動支援を通して、会員同士の交流を図る。地区での料理講習会や健康まつり等において、会員や地域住民の社会参加を創出し、自殺対策を図る。	健康増進課	5ー(2)	有	地区での料理講習会 98回 参加者 1,401人 健康まつり 26回 参加者 5,094人	地区での料理講習会や健康まつりを通して、会員や地域住民の社会参加を創出することができた。	年4回の地区への伝達講習の他、各地区での健康まつりを実施予定。
SUKSK生活推進事業	健康ポイント事業等を通じて、食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会参加(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)のSUKSK生活を推進する。	健康増進課	5ー(2)	有	健康ポイント事業SUKSK令和7年度新規登録者数4,194人	健康ポイント事業SUKSKに参加していただくことで、市民の社会参加や健康増進の機会を創出することができた。	令和7年度と同様に事業を継続していく予定。
SUKSK生活普及啓発事業 (R6～SUKSK生活推進事業に統合)	食事(S)、運動(U)、休養(K)、社会(S)、禁煙・受動喫煙防止(K)のSUKSK生活の推進と、保健所シンクタンクにより健康データ分析に取り組んでいる「歯周病」、「減塩」、「腹部肥満」、「フレイル」について、チラシやポスター等により普及啓発に取り組む。	健康増進課	5ー(2)				
健康教育・健康相談	自殺の要因の一つとして健康問題がある。健康教育や健康相談を通して、健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、自殺リスクの軽減を図る。また、健康相談の場で心理的な悩みや不安の訴えがあった場合には、必要に応じて適切な支援先に繋ぐ。	健康増進課	7ー(1)	有	健康教育 23回 1,017人 健康相談 2,697人 (健康増進事業として実施する講座等を含む)	正しい知識の普及啓発を行うとともに、個別の悩みや不安を聴取し心身ともに健康な状態を目指せるよう支援した。	令和7年度と同様、各担当係で健康教育・健康相談の場の企画及び、必要時外部からの依頼を受け実施する。
特定感染症検査等事業	性感染症の背景には、性に関する深刻な問題を抱えていることが多く、自殺のリスクが発生しやすい。相談や検査を通して、正しい知識の普及や支援を行い、自殺リスクの軽減を図る。	保健政策課	7ー(1)	有	性感染症検査数123件、うち相談対応件数13件	希望者に対し検査を実施しつつ相談対応も行い、適宜受診行動につなげることができた。	月に2回、最大7名/回を受け入れ、検査・相談対応を実施。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
重複多剤服薬対策（国保保健事業）	重複または多剤服薬者に対して、適正な医療受診と服薬についての指導とともに対象者が抱える生活や健康の問題解決について訪問等により支援する。対象者の中には服薬に関する問題を抱える者も多く、特に精神系の薬の多剤、重複が多い。心の相談や家庭内の相談など受けることもあることから、指導、相談や支援を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7ー(1)	有	勧奨通知発送数：20人 電話指導数（再掲）：9人 訪問指導数（再掲）：4人	対象者が抱える生活や健康、病気についての悩みを聞きながら、状況が改善するように支援を行った。	令和7年度と同様の事業を実施予定
生活習慣病重症化予防（国保保健事業）	特定健診受診後の医療機関への受診勧奨と生活習慣病の予防に関することについて、訪問等により保健指導を行う。指導の中で、日常生活の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談や支援を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7ー(1)	有	勧奨通知発送数　：2,089人 電話指導数（再）：　254人 窓口指導数（再）：　　1人 訪問指導数（再）：　164人	受診状況の確認を行いつつ、身体状況を含めた健診受診や通院に関する悩みについて助言を行った。	令和7年度と同様の事業を実施予定
糖尿病治療中断者に対する受診勧奨（国保保健事業）	糖尿病の治療を中断していると思われる者に対して、医療機関への再受診を促し、糖尿病の重症化を防ぐ。指導の中で、日常生活の悩みなどの相談や話を聞くこともあることから、指導、相談を行う。	国民健康保険課 健康増進課	7ー(1)	有	勧奨通知発送数：46人 電話指導数（再掲）：1人	中断に至った経緯や理由を聞きながら、指導・相談を行った。	令和7年度と同様の事業を実施予定
保険給付相談	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなげる。	国民健康保険課	7ー(1)	有	第三者行為による傷病届等において、原因が自傷行為や自殺未遂行為によるものについて相談に応じた。	保険給付相談受付時に「＃いのちSOS山形市」等の紹介を想定したが、本人及び家族等からの希望なし。	自傷行為や自殺未遂行為による傷病に対する保険給付相談受付時に、本人もしくは家族の精神状態を察知し、適切な機関につなげる。
ふれあいバス事業	地域福祉の向上を目的として福祉バスを運行しており、福祉目的の利用に供することにより、福祉に対する理解や意識を高める。	地域共生社会課	5ー(2)	有	通年実施事業。214団体、延べ4,249人の利用があった。	地域福祉の向上を目的として研修場所への送迎、高齢者の外出支援、保育園等の園外保育等、積極的なバスの利用により福祉に対する理解・意識の向上につながった。	引き続き取組内容のとおり実施する。
福祉の地域づくり推進事業費補助金	地域福祉活動のための事業に補助を行うことで地域住民の主体的かつ継続的な福祉活動を支援する。	地域共生社会課	5ー(2)	有	通年実施事業。市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の事業を支援することにより、福祉課題の早期発見や見守り体制の充実を図った。	地区社協役員、民生委員、福祉協力員等が中心となり、地域住民の主体的な福祉活動が実施された。	引き続き取組内容のとおり実施する。
ごみ出し支援事業	自らごみを集積所に出すことが困難な高齢者、障がい者のごみ出しを、地域の協力者又は、自宅前戸別収集により支援する。	循環型社会推進課	5ー(2)	有	・令和7年度新規支援対象者　約140件 ・年間支援対象者　約650件	・相談内容に応じてケアマネージャーや包括支援センターと情報共有を行い支援を行うことができた。	令和8年度版「介護保険と高齢者保健福祉の手引き・しおり」に事業内容を掲載し周知を図る
男女共同参画センター学習事業	DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を行い、男女共同参画社会の実現の推進を図る。	男女共同参画センター	7ー(1)	有	DV防止講座など、男女共同参画に関わる講座を年間17回実施した。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施
配偶者暴力（DV）防止関連事業	DV等被害者からの相談に対し、必要な助言や制度の紹介、関係機関との連携により対応し、DV等被害者を支援する。DV対策庁内連絡会議を設置し市の関連各課と連携してDV防止と被害者支援・保護を行う。また、DV防止啓発を行い、DVの防止と相談機関等の周知を行う。	男女共同参画センター	7ー(1)	有	DV等被害者からの相談対応を随時行った。 6月にDV対策庁内連絡会議を開催した。 随時、DV防止パンフレット等を配布するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市管理職によるパープルリボンの着用やDV防止啓発パネル展示（11月18日～11月22日）を行った。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施 DV対策庁内会議は6月に開催予定
一般相談	カウンセラーが心の悩みを聞くことで、相談者が日常生活で抱える様々な不安や悩みを自ら解消するための支援とする。	男女共同参画センター	7ー(1)	有	女性カウンセラーによる相談を開館日毎日（週27時間）実施し、年間527件対応。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施
法律相談	債務問題、人権問題など、自殺防止に係ることを含めた法律に関する問題について、弁護士による相談の機会を提供する。	男女共同参画センター	7ー(5)	有	弁護士による相談を月3回（1回の相談につき最大4件）実施し、年間135件対応。	計画のとおり実施	令和7年度と同様に実施
市民相談事務	市の行政に関する相談、生活上の相談及び法律的な相談等多岐にわたる分野で関係機関と連携しながら対応する。また、窓口に、他機関で実施している相談窓口のパンフレットや各種啓発用のチラシ・ポスターを設置し、市民に対し相談に関する情報の周知啓発を図る。	市民相談課	7ー(1)	有	計画通り実施した。 一般相談件数：1,594件（うち行政相談：363件） 特別相談件数：410件	計画通り実施した。	取り組みを継続する。
金融対策事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	産業政策課	7ー(4)	有	年度を通して69件の融資の認定を行うとともに、461件の保証料補給を行った。	金融機関や山形県信用保証協会と連携し、中小企業者に必要な支援を行うことができた。	市内中小企業の経営の安定等に向け、市が金融機関に融資原資の一部を預託することによる低利の制度融資を用意する。 信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の一部を補給する。
障がいに関する相談対応業務	各種障がいに関する相談や各種申請等に随時対応する（障がい福祉課窓口及び委託した相談支援事業所において実施）。	障がい福祉課	7ー(1)	有	市内6事業所相談件数　34,773件	市内6か所の事業所に相談支援事業を委託し、障がい者等からの相談に応じた。また、障がい福祉課窓口において随時相談に応じた。	継続して取組を実施する。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における 当面の重点施策番号	令和7年度の 事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する 関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
外国人相談窓口	市役所での手続きや日常の悩みの相談及び日本語教育等の情報提供を行う一般相談と、行政書士と多言語対応可能な相談員を配置し法律相談への対応をする専門相談の窓口を開設し、在住外国人の支援を行う。	国際交流センター	7ー(1)	有	一般相談窓口　相談者数42名，相談件数48件 専門相談窓口　相談者数13名，相談件数13件 合計　相談者数55名，相談件数61件	山形県行政書士会と共に毎月の専門相談窓口を開催すると共に、年度末には意見交換会を行い次年度へ向けた改善点の洗い出し等を行った。	下記のとおり、一般相談及び専門相談窓口の運営を実施する 一般相談：国際交流センター開館日 9:30～18:00 国際交流員（英語・韓国語・中国語）を配置 専門相談：毎月第1・3水曜日 11:00～15:00 山形県行政書士会所属の行政書士2名 相談員（英語・韓国語・中国語）を配置（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、ネパール語は要予約で対応）
医療福祉相談 （医療相談室）	疾病に関する質問、生活上や入院上の不安や困りごとについて相談を受ける。	済生館	7ー(1)	有	必要に応じ、他部署や他機関と連携し、包括的な支援を行った。	通年を通して相談に応じ、年間3,583件対応した。	相談があれば、通年を通じて対応する。
虐待（疑い）患者への支援（医療相談室）	虐待（精神的、身体的、性的、ネグレクト、経済的）、または虐待の疑いがある患者が受診した場合、必要時に経過観察入院とする。入院後、事実関係を調査・確認し、児童・高齢者・障害者・DV等の関係機関へ通報・相談する。	済生館	7ー(1)	有	必要に応じ、他部署や他機関と連携し、包括的な支援を行った。	通年を通して相談に応じ、年間29件対応した。	相談があれば、通年を通じて対応する。
消費生活法律相談の実施	山形県弁護士会の協力を得て、専門家による法律相談を実施し消費者保護を推進する。	消費生活センター	7ー(5)	有	毎月1回弁護士相談会の実施　計26件	計画どおりに実施した。	毎月1回開催
消費生活相談事務	消費者と事業所との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、専門の消費生活相談員が公正な立場で相談を受け付け、解決に向けた支援を行う。	消費生活センター	7ー(1)	有	消費生活専門相談員による消費生活相談を実施 令和7年度相談件数　2，068件	計画どおりに実施した。	年間を通じて対応する
応急手当感謝カードの配布	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の相談窓口を記載した「応急手当感謝カード」を配布する。	消防本部	7ー(1)	有	令和7年度配布枚数37枚。 （参考：令和6年度配布枚数　45枚）	令和7年度の心肺停止傷病者に対する一般市民の応急手当実施者数は198人、実施率は68.3%となっている。昨年度、協力者からの相談連絡は受けていないが、協力者の身体的及び精神的不安に対するケアは非常に重要であることから、引き続きより多くの市民に対する配布を目指していく。	災害現場で、応急手当を実施した市民に対し、「応急手当感謝カード」を配布し、応急手当実施後に身体及び精神的不安を感じた場合の窓口として、市民の相談に対応する。
求職者カウンセリングコーナーの設置	臨床心理士や公認心理士によるカウンセリングを行う。	ハローワークやまがた	7ー(1)	有	公認心理師による心理カウンセリングを毎週1回実施。	年間相談件数138件	取組を継続。
自殺予防のための電話相談	悩みを抱え孤立している方々の電話相談実施（無料）。	山形いのちの電話	7ー(1)	有	2025年1月～12月の受信件数　7,039件	悩みを抱え孤立している方々の支援に貢献するこ	電話相談時間　13:00～22:00　年中無休
相談支援	療育が必要な児童や障がいのある方へのサービス等利用計画の作成や、各種相談対応を行う。	委託相談支援事業所 （障がい福祉課委託事業）	7ー(1)	有	市内6事業所相談件数　34,773件	市内6か所の事業所に相談支援事業を委託し、障がい者等からの相談に応じた。	継続して取組を実施する。
心理相談	発達や心の相談、動作法、言語訓練等。	認定NPO法人発達支援研究センター	7ー(1)	有	相談者　のべ116人	相談依頼に添って、主訴を選ばずに相談にのった。	相談者予定のべ150人
企業支援	管内商工業者のための支援事業として、経営、金融、税務等の相談に応じ、特に金融面では資金の斡旋も行っている。	山形商工会議所	7ー(1)	有	該当する相談がなかった	―	令和7年度と同様
定期窓口相談・専門家派遣事業	弁護士をはじめ各種専門家を委嘱し、管内商工業者の相談に応じる。	山形商工会議所	7ー(1)	有	該当する相談がなかった	―	令和7年度と同様
ふれあい総合相談所	暮らしの中の様々な悩みや心配事、家族問題、人間関係などの困りごと相談に応じる。月に数回、弁護士や税理士、人権擁護員による専門職相談も実施。社協内相談業務との連携も図る。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7ー(1)	有	令和7年度は毎月第3木曜日に人権相談（山形人権擁護委員会）、毎週金曜日に法律相談（山形県弁護士会）を実施し、専門家による相談対応を行った。また、障がい児者生活相談、権利擁護に関する相談、家計等の不安や経済的な相談など、社協内相談業務と連携し、問題解決に向けて対応している。 人権・法律に関する相談は年間63件であった。	法律相談については各回定員以上の相談を受付けている。定員を超えた場合にも他の相談手段を紹介するなどして必要な相談機会の確保につなげられている。	総合相談所として、間口の広い相談窓口を令和8年度も継続して設置する。
福祉サービス利用援助事業	1市2町を担当する基幹的社協。福祉サービスの利用がわからない、お金の引き落としや支払いがうまくできないなど、日常生活に不安を持っている高齢者や障がいのある方を支援する事業として利用者の権利を擁護するために、民生委員児童委員や福祉関係者、病院、行政等と連携し生活を支援する。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会	7ー(1)	有	通年を通して相談に応じ、年間1,921件対応。令和7年度新規契約者24名。	行政・各福祉関係機関と密に連携を図りながら事業を行う事が出来た。	相談があれば年間を通じて連携・対応を図っていく。

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
医療福祉相談窓口	経済的困窮者や、退院後の療養生活について心配な患者へ、ソーシャルワーカーや看護師が相談を行う。	総合病院医療機関相談室 （山形県精神保健福祉士協会）	7ー(1)	有	（山形大学医学部附属病院） 通年を通して相談に応じ、令和7年度は年間23,257件の対応件数であった。そのうち精神科は2,816件の面談、電話相談、カンファレンスを行った。	（山形大学医学部附属病院） 相談内容に応じて関係機関と連携し、支援を行うことができた。	（山形大学医学部附属病院） 相談があれば、年間を通して適宜対応する。
くらしとこころの相談会	弁護士及び保健師による無料法律相談（電話・面談）を実施する。※年2回実施。	山形県弁護士会	7ー(5)				

(4) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
我が事・丸ごと地域づくり推進事業（再掲）	集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 （地域共生社会課委託事業）	7ー(1)	有	通年実施事業。実施拠点を新たに1拠点新規立上げを行った。継続拠点においては取組内容のとおり実施した。（22地区24拠点）	計画の通り、新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施した。	新規実施拠点立ち上げは1拠点、継続拠点においては取組内容のとおり実施する。
福祉まるごと支援事業	包括的な相談支援体制を構築するとともに、アウトリーチ等による継続的な支援によって本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置き、潜在的な相談者や支援が届いていない人に支援を届ける。 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 （地域共生社会課委託事業）	7ー(1)	有	「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を一体的に行う福祉まるごと支援事業を実施し、多機関協働事業を主に行う多機関コーディネーター3名と参加支援事業及びアウトリーチ事業を主に行う福祉まるごと相談員2名が支援関係機関と連携を図りながら258件の新規相談を受けた。（多機関協働：235件・参加支援：6件・アウトリーチ：17件） また、山形市社会福祉協議会との共催で「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の推進セミナー」を開催し、庁内や支援関係機関との連携を図った。	相談内容に応じて、行政及び関係機関等の情報共有や意見交換を行い、体制を強化を図ることができた。	引き続き取組内容のとおり実施する。

(5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための地域医療連携

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
自殺企図患者への地域医療連携 （医療相談室）	自殺企図者は精神科的治療を必要としている場合が多いため、急性期の身体疾患（リストカット、薬過剰服用等）治療後、早期に精神科専門医療機関へ紹介（診療依頼）する。	済生館	8ー(3)	有	必要に応じ、他部署や他機関と連携し、包括的な支援を行った。	通年を通して相談に応じ、年間1件対応した。	相談があれば、通年を通じて対応する。
措置入院者の退院後支援	重篤な自傷や自殺企図を行った方の生活や社会的な背景には課題が多く、思い悩んだ末に自殺を試みている。 自殺企図者の多岐に渡った課題を対話の中で整理しながら、保健所と連携しながら地域での支援者に繋いだり、福祉制度の情報提供など相談や支援を通じて精神症状の再燃防止、自殺リスクの軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 （山形大学医学部附属病院所属）	8ー(3)	無	令和7年度の自殺企図のため措置入院となったのは9名であったが、本人から同意を得られない等の理由から実施者はなし。	対象者がおらず実施することはなかったが、他の福祉サービスを繋ぐことで自殺企図予防に寄与したと考える。	早期スクリーニング、早期介入を行い、スピード感のある支援を展開する。 相談があれば、年間を通して適宜対応する。
身体的治療を伴う自殺企図者の救急患者精神科継続支援	自殺企図を行った方の生活や社会的な背景には課題が多く、一人思い悩んでいることが多い。 自殺の危険因子などを抽出し、自殺の危険度をアセスメントしながら多岐にわたる課題を整理し、課題解決に向けたプランニングを行う。解決に導くための情報提供や社会資源の導入・調整を行いながら、生活の不安軽減、精神症状の再燃を予防しながら自殺リスクの軽減を図る。	山形県精神保健福祉士協会 （山形大学医学部附属病院所属）	8ー(3)	無	令和7年度自傷や自殺企図のために精神科に入院したのは65名であったが、今年度実施者はなし。	入院期間が短縮されたことで救急患者精神科継続支援に繋がることが出来なかったが、他の福祉サービス等に繋ぐことで自殺企図予防に寄与したと考える。	早期スクリーニング、早期介入を行い、スピード感のある支援を展開する。 相談があれば、年間を通して適宜対応する。

(6) 遺された家族等への支援

取 組	内 容	関係課・関係機関	自殺総合対策大綱における当面の重点施策番号	令和7年度の事業実施の有無	令和7年度の実績	令和7年度の実施状況に関する関係課・関係機関の評価	令和8年度の実施計画
自殺対策に係る情報の周知	遺族等に二次被害を与えることがないよう、遺族と接する場合において必要となる知識、対応方法等の普及を行う。	山形警察署	9ー(3)	有	遺族等への心情に配慮した説明方法等の指示、教養を実施。	遺族等へ心情に配慮した対応の定着が図られた。	引き続き、遺族等への心情に配慮した説明方法等の指示教養を実施。
自死遺族支援事業	自死遺族に対し、個別相談、集い（分かち合い）の場を開催、また必要な情報提供を行う。	山形県精神保健福祉センター	9ー(1)	有	自死遺族相談は延35件の利用があり、自死遺族の集いは毎月開催し、延29名の参加があった。	利用者は多くはないが、より特化した相談窓口としてニーズがある。集いについても辛さを安心して語り合える場として継続して参加がある。	相談は随時、集いは月1回継続実施

参考資料3

令和7年度山形県精神保健福祉協会･事例研究発表会

山形市における児童・生徒の SOS の出し方教育の効果について

山形市保健所　精神保健・感染症対策室
○鈴木　真由香、髙橋　萌、森　万琴、熊谷　玲美、大津　菜月、
安藤　さゆり、佐藤　香、奥山　泰子、加藤　裕一、山下　英俊

【はじめに】

全国の自殺者数は全体として減少傾向にあるものの、こどもについては増加傾向にあり、令和 6 年の小中高生の自殺者数は過去最多の 529 人であった。こどもの自殺対策が課題となる中、「SOS の出し方に関する教育（以下、SOS の出し方教育)」が推進されている。

山形市では、平成 31 年 3 月に策定した「いのち支える山形市自殺対策計画（第 1 期)」において SOS の出し方教育を市内の全小中学校で実施することを目標の 1 つに掲げ、令和 4 年度より事業を開始した。令和 6 年 3 月に策定した第 2 期計画においても「児童生徒への心の教育等の推進」を強化項目に掲げ、継続して取り組んでいる。

今回は山形市で実施している SOS の出し方教育について取り組み状況と令和 6 年度に実施したアンケートの結果から児童・生徒の SOS の出し方教育の効果について検討したため、報告する。

【SOS の出し方教育について】

SOS の出し方教育とは「こどもが現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人に SOS を出す)ができるようにすること」を目的とした教育である。

【山形市内の小学校での授業内容】

(1) 紙風船を用いてストレスモデルとレジリエンスの概念について説明
(2)「大きなかぶ」の話を例示し、援助希求行動の必要性と相互支援について説明
(3) 援助希求行動の演習、相手に SOS が伝わらなかった時の対処法と地域の相談窓口を紹介
(4) セルフコンパッションについて説明

【取り組みの経過】

(1) 令和 4 年度から事業開始。市内小学校 2 校で外部講師による授業実施。
(2) 令和 5 年度は小学校 2 校で外部講師による授業実施。その後、希望校調査を実施し、希望があった小学校 5 校と中学校 1 校で山形市職員が授業実施。
(3) 令和 6 年度は希望校調査の上、小学校 11 校、中学校 5 校に実施。(4 校は外部講師、12 校は山形市職員による授業)

【授業の実施方法、対象者】

･小学校は 45 分授業、中学校は 50 分授業。
・学習指導要領に基づき、小学 5 年生、中学 1 年生を対象としたが、学校の希望や生徒数に応じて他学年にも実施した。
・外部講師による授業の中で、地域にある相談窓口紹介は山形市職員が行った。
･山形市職員での授業は、保健師、精神保健福祉士が 2 名 1 組となり、実施した。

【授業前後のアンケート調査】

(1) 調査方法

授業を受ける学年の児童生徒に対し、山形市電子申請サービスを活用し、児童

生徒がタブレットにて回答する無記名回答式アンケート調査を実施した。

（2）調査時期

令和 6 年 6 月～12 月の期間に授業前（授業 1 週間前～授業当日）と授業後（授業直後～授業後 1 週間）に実施した。

（3）調査内容

・授業前のアンケート：「普段のストレス対処法」「相談相手」「相談意識の有無」「（相談しようと思わない場合）理由」「つらそうな友人への対処行動」の 5 項目。

・授業後のアンケート：「授業理解度」「相談相手」「相談意識の有無」「（相談しようと思わない場合）理由」「授業の感想（自由記述）」「授業後の実践意向」の 6 項目。

・項目ごとに単純集計を行った。

・授業前後の相談意識の変化については、統計ソフト R/EZR を用いて分析した。（有意水準 $p<0.05$）

（4）アンケート回答者

・市内小学校 11 校の小学 4～6 年生、
授業前：426 人、授業後：393 人（授業参加者 444 人）授業後の回収率 88.5%

・市内中学校 5 校の中学 1～3 年生
授業前：658 人、授業後：614 人（授業参加者:649 人）授業後の回収率 94.6%

（5）調査結果

①授業前のアンケート結果（表１）

「悩んだり困ったりして、自分がつらい気持ちになった時、それを軽くするために、どんなことをしますか。（複数回答可）」では、小学校、中学校ともに「テレビや動画を見る」「ゲームをする」「音楽を聞く」「寝る」と回答した者の割合が多かった。「誰かに話す」と回答した者は小学校 160 人（37.6%）、中学校 251 人（38.1%）であった。

表１）授業前アンケートの質問項目

	小学校		中学校	
対象者数 n （%）	n ＝426	%	n=658	%
問）悩んだり困ったりして、自分がつらい気持ちになった時、それを軽くするために、どんなことをしますか。（複数回答可）				
寝る	185	43.4	446	67.8
食べる	107	25.1	222	33.7
音楽をきく	186	43.7	454	69.0
テレビや動画を見る	227	53.3	462	70.2
ゲームをする	206	48.4	329	50.0
運動する	104	24.4	194	29.5
読書をする	99	23.2	95	14.4
勉強する	27	6.3	46	7.0
誰かに話す	160	37.6	251	38.1
特にない	36	8.5	36	5.5
その他	41	9.6	47	7.1
問）友達がつらそうにしている時、それを軽くしてあげるために、どのようなことをしていますか（複数回答可）。				
そっとしておく	119	27.9	243	36.9
声をかけ、話を聞く	322	75.6	478	72.6
メールやLINEをする	39	9.2	233	35.4
遊びにさそう	125	29.3	164	24.9
いっしょにいる	190	44.6	280	42.6
相談できる人（先生、友だち、親など）に相談する	94	22.1	70	10.6
その他	7	1.6	6	0.9

「友達がつらそうにしている時、それを軽くしてあげるために、どのようなことをしていますか（複数回答可）。」という質問では、小学校、中学校ともに「声をかけ話を聞く」と回答した者が一番多かった。

②授業の理解度（表 2）

授業後のアンケートで「今日の授業は理解できましたか」という質問に対して、「よくわかった」と回答した者の割合が小学校 70.2%、中学校 60.7%、「だいたいわかった」と回答した者の割合が小学校 27.7%、中学校 36.0%であった。小学 4～6 年生、中学 1～3 年生と対象を幅広く実施したが、授業後のアンケートで「よくわかった」「だいたいわかった」と回答した者の割合が 95%以上であり、理解が難しい授業内容ではなかったと考える。

表２）授業理解度

	小学校		中学校	
対象者数 n （%）	n ＝393	%	n=614	%
問）今日の授業は理解できましたか。				
よくわかった	276	70.2	373	60.7
だいたいわかった	109	27.7	221	36.0
あまりわからなかった	4	1.0	13	2.1
わからなかった	4	1.0	7	1.1

今後、小学校で 1 回授業を受けている生徒が中学校で再度授業を受けることが想定されるため、今後も授業内容の検討が必要だと考える。

③授業前後の相談意識の変化（表 3）

「あなたは悩んだり困ったりして、つら気持ちを感じた時、誰かに相談しようと思いますか」という質問に対し、「相談しようと思う」と回答した者の割合が、授業前は小学校 58.2%、中学校 53.3%であったが、授業後は小学校 80.4%、中学校 72.8%と、授業後に「相談しようと思う」と回答した者の割合が増加した。

また、授業前後の相談意識の変化について、「相談しようと思う」「相談しようと思わない」と回答した者の 2 群で比較したところ、小学校、中学校ともに、授業後は授業前と比べ、「相談しようと思う」と回答した者が有意に多かった。

（小学校:$p=1.75e^{-4}$、中学校: $p=1.26e^{-10}$ Fisher の正確確率検定）

④授業前後の相談相手の変化（表 4）

「あなたがつらい気持ちになったときの相談先として思いつく人や場所を教えてください。(複数回答可)」という問いでは、小学校、中学校ともに授業後に「思いつかない」以外の全ての項目で回答者が増加した。授業では「3 人、3 か所への相談」を勧めており、相談相手を具体的に考えたことで、相談先が広がったと考えられる。

⑤相談しようと思わない理由（表 5）

つらい気持ちの時に「相談しようと思わない」理由は、授業前後で共通して、小学校では「心配や迷惑をかけたくない」、中学校では「面倒くさいから」という理由が一番多かった。

表3）授業前後の相談意識の変化

	小学校				中学校			
	授業前		授業後		授業前		授業後	
対象者数 n （%）	n ＝426	%	n ＝393	%	n=658	%	n=614	%
問）あなたは悩んだり困ったりして、つらい気持ちを感じた時、誰かに相談しようと思いますか。								
相談しようと思う	248	58.2	316	80.4	351	53.3	447	72.8
相談しようと思わない	75	17.6	44	11.2	156	23.7	73	11.9
わからない	103	24.2	33	8.4	151	22.9	94	15.3

表4）授業前後の相談相手の変化

	小学校				中学校			
	授業前		授業後		授業前		授業後	
対象者数 n （%）	n ＝426	%	n ＝393	%	n=658	%	n=614	%
問）あなたがつらい気持ちになったときの相談先として思いつく人や場所を教えてください。（複数回答可）								
親	323	75.8	307	78.1	406	61.7	411	66.9
きょうだい	89	20.9	103	26.2	136	20.7	153	24.9
その他の家族	33	7.7	39	9.9	47	7.1	75	12.2
学校内の友達	234	54.9	259	65.9	396	60.2	430	70.0
学校以外の友達	48	11.3	65	16.5	113	17.2	130	21.2
担任の先生	117	27.5	138	35.1	107	16.3	174	28.3
担任以外の学校の先生	12	2.8	28	7.1	49	7.4	89	14.5
その他	8	1.9	14	3.6	11	1.7	13	2.1
思いつかない	30	7.0	18	4.6	80	12.2	51	8.3

表5）相談しようと思わない理由

	小学校				中学校			
	授業前		授業後		授業前		授業後	
対象者数 n （%）	n ＝75	%	n ＝44	%	n=156	%	n=73	%
問）「相談しようと思わない」と回答した人は、その理由を教えてください。（複数回答可）								
相談しても解決しないと思うから	23	30.7	18	40.9	65	41.7	35	47.9
面倒くさいから	18	24.0	4	9.1	75	48.1	39	53.4
自分で解決するから	21	28.0	19	43.2	60	38.5	35	47.9
小さな悩みだと思うから	25	33.3	17	38.6	51	32.7	22	30.1
誰に相談したらいいかわからないか	7	9.3	10	22.7	24	15.4	6	8.2
相談方法がわからないから	7	9.3	5	11.4	27	17.3	9	12.3
心配や迷惑をかけたくないから	47	62.7	29	65.9	69	44.2	24	32.9
怒られそうだから	10	13.3	7	15.9	26	16.7	11	15.1
その他	7	9.3	10	22.7	6	3.8	2	2.7

授業前と比較し、授業後に回答者の割合が減少した項目は、小学校では「面倒くさいから」、中学校では「小さな悩みだと思うから」「誰に相談したらいいかわからないから」「相談方法がわからないから」「心配や迷惑をかけたくないから」「怒られそうだから」であった。これは、授業内で相談の仕方を具体的に示したこと、つぶれた紙風船になる前に相談してほしいことを伝え、児童生徒同士の相互支援についても触れることで互いに相談しやすい意識の醸成を図ったことによる効果であると考える。

⑥授業後の実践意向（表 6、7）

授業後にできそうだと思う項目について、小学校は、「心が疲れている時は、信頼できる人に話して助けてもらう」「友だちから相談されたら、その話を聞く」「友だちが、いつもとちがう暗い顔をしていたら『元気？昨日はねむれた？』などと声をかける」「自

分にとって安心できる場所や時間をつくる」を選択した者の割合が高く、「相談できる相手がいない時、相談窓口に相談する」「自分にとって負担な時は『自分には難しい。できない』などと伝える」を選択した者の割合が低かった。中学校は、「友だちから相談されたら、その話を聞く」「自分にとって安心できる場所や時間をつくる」「毎日の生活の中で、友だちや家族と会話するように心がける」「自分や友だちをねぎらう。『大変だったね。よくやったね。』と伝える」を選択した者の割合は高く、「相談できる相手がいない時、相談窓口に相談する」「悩んでいる時、最低 3 人まではあきらめずに相談する」を選択した者の割合が低かった。

小学校、中学校ともに「相談できる相手がいない時、相談窓口に相談する」の項目で、できると回答した者が少なかった。相談窓口への相談は容易にできるものではないと推測されるが、地域の相談窓口を授業内で紹介することで今後の相談先の１つになることを期待している。

表６）授業後の実践意向（小学校）

	小学校	
対象者数ｎ（%）	ｎ＝393	%
問）今日の授業で教わったことをこれからの生活の中でできそうですか。できそうだと思うものを全て選んでください。		
心が疲れている時は、信頼できる人に話して助けてもらう。	339	86.3
悩んでいる時、最低３人まではあきらめずに相談する。	196	49.9
自分をいたわる（大事にする）方法を持つ。	216	55.0
相談できる相手がいない時、相談窓口に相談する。	104	26.5
友だちが、いつもとちがう暗い顔をしていたら「元気？昨日はねむれた？」などと声をかける。	296	75.3
友だちから相談されたら、その話を聞く。	321	81.7
友だちの悩みを解決できるよう、いっしょに相談にいく。	244	62.1
自分や友だちをねぎらう。「大変だったね、よくやったね」と伝える。	222	56.5
自分にとって安心できる場所や時間をつくる。	290	73.8
自分にとって負担な時は「自分にはむずかしい。できない。」などと伝える。	147	37.4
毎日の生活の中で、友だちや家族と会話するように心がける	247	62.8

表7）授業後の実践意向（中学校）

	中学校							
対象者数ｎ（%）	ｎ＝614	%	ｎ＝614	%	ｎ＝614	%	ｎ＝614	%
問）今日の授業で教わったことをこれからの生活の中でできそうですか。当てはまる数字に〇をつけてください。								
	1おおいに行動できる		2少し行動できる		3あまり行動できない		4全く行動できない	
心が疲れている時は、信頼できる人に話して助けてもらう。	270	44.0	270	44.0	57	9.3	17	2.8
悩んでいる時、最低３人まではあきらめずに相談する。	205	33.4	239	38.9	137	22.3	23	3.7
自分をいたわる（大事にする）方法を持つ。	362	59.0	206	33.6	38	6.2	8	1.3
相談できる相手がいない時、相談窓口に相談する。	137	22.3	168	27.4	204	33.2	105	17.1
友だちが、いつもとちがう暗い顔をしていたら「元気？昨日はねむれた？」などと声をかける。	337	54.9	210	34.2	55	9.0	12	2.0
友だちから相談されたら、その話を聞く。	533	86.8	70	11.4	10	1.6	1	0.2
友だちの悩みを解決できるよう、いっしょに相談にいく。	408	66.4	158	25.7	34	5.5	14	2.3
自分や友だちをねぎらう。「大変だったね、よくやったね」と伝える。	443	72.1	137	22.3	28	4.6	6	1.0
自分にとって安心できる場所や時間をつくる。	445	72.5	131	21.3	33	5.4	5	0.8
自分にとって負担な時は「自分にはむずかしい。できない。」などと伝える。	273	44.5	205	33.4	116	18.9	20	3.3
毎日の生活の中で、友だちや家族と会話するように心がける。	445	72.5	133	21.7	32	5.2	4	0.7

【おわりに】

SOS の出し方教育の授業前後のアンケート結果より、SOS の出し方教育が児童・生徒の援助希求行動の意識を高めることが示唆された。山形市内の小・中学校で効果的な児童・生徒の SOS の出し方の授業を継続していくために今後もアンケートの分析を行い、授業の内容の検討を重ねながら、SOS の出し方教育を推進していく。

【参考】

1）警察庁「自殺統計」

2）東京都教育委員会「『ＳＯＳの出し方に関する教育』を推進するための指導資料について」